

みえ県民力ビジョン
第三次行動計画（仮称）
〔中間案〕

【医療保健部関係分】

令和元(2019)年9月

三 重 県

政策体系の見直し案一覧表

【第二次行動計画】

【第三次行動計画(仮称)中間案】

政策	施策	基本事業	施策	基本事業
I 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～				
2 命を守る	121	地域医療提供体制の確保 12101 地域医療構想の実現 12102 医療分野の人材確保 12103 救急医療等の確保 12104 医療安全体制の確保 12105 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 12106 適正な医療保険制度の確保	121	地域医療提供体制の確保 12101 地域医療構想の実現 12102 医療分野の人材確保 12103 救急医療等の確保 12104 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供 12105 適正な医療保険制度の確保
	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保 12201 介護保険事業の円滑な運営とサービスの質の向上 12202 介護従事者の確保 12203 介護基盤の整備促進 12204 在宅生活支援体制の充実 12205 認知症施策の充実	122	介護の基盤整備と人材の育成・確保 12201 介護基盤の整備促進 12202 介護人材の確保 12203 認知症施策先進県に向けた取組 12204 介護予防・生活支援サービスの充実
	123	がん対策の推進 12301 がん予防・早期発見の推進 12302 がん医療の充実 12303 緩和ケアの推進 12304 がん患者等への支援の充実	123	がん対策の推進 12301 がん予防・早期発見の推進 12302 がん医療の充実 12303 がんとの共生
	124	こころと身体の健康対策の推進 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 12402 歯科保健対策の推進 12403 こころの健康づくりの推進 12404 難病対策の推進	124	健康づくりの推進 12401 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進 12402 歯科保健対策の推進 12403 難病対策の推進
	144	薬物乱用防止と動物愛護の推進等 14401 薬物乱用防止対策の推進 14402 人と動物との共生環境づくり 14403 医薬品等の安全な製造・供給の確保 14404 生活衛生営業の衛生確保	144	医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進 14401 医薬品等の安全な製造・供給の確保 14402 人と動物との共生環境づくり 14403 薬物乱用防止対策の推進 14404 生活衛生営業施設等の衛生確保
	145	食の安全・安心の確保 14501 食の安全・安心の確保 14502 農水産物の安全・安心の確保	145	食の安全・安心の確保 14501 食品の安全・安心の確保 14502 農畜水産物の安全・安心の確保
	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進 14601 感染症予防のための普及啓発の推進 14602 感染症危機管理体制の整備 14603 感染症対策のための相談・検査の推進	146	感染症の予防と拡大防止対策の推進 14601 感染症予防のための普及啓発の推進 14602 感染症危機管理体制の整備 14603 感染症対策のための相談・検査の推進

施策121 地域医療提供体制の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

病床の機能分化・連携、医療従事者の確保等、地域の医療提供体制の充実に取り組むとともに、県民の皆さんと将来のあるべき医療提供体制を共有することで、患者の状態に応じた適切な医療が提供される体制の整備が進んでいます。

現状と課題

- 「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年を見据え、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するため、病床の機能分化・連携、在宅医療等の充実に向けた取組をさらに進めていく必要があります。
- 医師確保対策を総合的に進めてきたところ、過去10年間（平成18（2006）～平成28（2016）年）の医師数の増加が全国13位となるなど、若手医師を中心に、県内の医師数は着実に増加しています。
- 一方、人口10万人あたりの医師数は、依然として全国平均を下回っているなど、医師不足の状況は続いている。また、地域偏在や看護職員の不足等も課題となっていることから、地域医療に従事する医師・看護職員の確保・定着を図っていく必要があります。
- 救急搬送件数が増加する中、高齢化の進展等をふまえ、救急医療体制をより一層、充実・強化していく必要があります。また、安全・安心な医療を確保するため、県内医療機関における医療安全体制の強化を図っていく必要があります。
- こころの医療センター、一志病院および志摩病院においては、地域医療構想など病院を取り巻く状況をふまえながら、県立病院に求められる役割を適切に担うとともに、より一層健全な病院経営に努めていく必要があります。
- 国民健康保険の財政運営の責任主体として、市町と共に各市町の保険財政の安定化や医療費適正化を図っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが住み慣れた地域で、安心して必要な医療を受けられるよう、県民一人ひとりが医療提供体制に関する理解を深め、適切な受療行動につなげていくことや、地域の関係者が医療機関の役割分担や連携体制について協議する場を設けて意思形成していくことを通じて、県民や関係者の皆さんと共に、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 地域医療構想の実現

地域医療構想の実現に向けて、県内 8 地域の地域医療構想調整会議等において、関係者による協議を進めるとともに、地域において不足する医療機能を担う病床や在宅医療提供体制の整備支援等に取り組みます。

■ 基本事業 2 医療分野の人材確保

医師の地域偏在等の解消により地域における医療提供体制を確保するため、医師確保計画に基づき、地域医療に従事する医師確保対策に取り組みます。

また、看護職員の確保に向けて、「人材確保」、「定着促進」、「資質向上」、「助産師確保」の 4 つの視点から総合的に看護職員確保対策に取り組みます。

■ 基本事業 3 救急医療等の確保

救命救急センターの運営やドクターヘリの運航、二次救急医療機関や周産期母子医療センターの運営支援、救急医療情報システムや子ども医療ダイヤルの運営、県民への啓発活動等、救急医療体制の整備等を進めるとともに、医療安全の推進に取り組みます。

■ 基本事業 4 県立病院による良質で満足度の高い医療サービスの提供

県立病院では良質で満足度の高い医療サービスを提供するとともに、適切な経営計画に基づく健全な病院経営を進めます。また、志摩病院の指定管理者に対して適切な指導監督を行います。

■ 基本事業 5 適正な医療保険制度の確保

国民健康保険財政を安定的に運営するため、「三重県国民健康保険運営方針」に基づき、財政運営の責任主体として各市町の保険財政の安定化や事務の効率化に取り組むとともに、医療に要する費用の適正化が図られるよう、各市町における地域の実情に応じた予防・健康づくりの取組を支援します。

主指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度 の目標値	目標項目の説明
地域医療構想の進捗度			地域医療構想における必要病床数の達成に向けた、医療機能ごとの割合の進捗度と、病床総数の進捗度の平均

副指標			
目標項目	現状値	令和 5 年度 の目標値	目標項目の説明
病院勤務医師数			県内の病院で勤務する常勤医師数
看護師等学校養成所の定員に対する県内就業者の割合			県内看護師等学校養成所の定員に対する県内に看護職員として就業した者の割合

施策122 介護の基盤整備と人材の育成・確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

利用者のニーズに応じた介護サービス等が一体的に提供されるとともに、地域住民等による見守りや多様な生活支援が行われるなど、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムが構築され、高齢者が介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしています。また、介護基盤の整備と介護人材の確保等により、特別養護老人ホームへの入所待機者が解消されています。

現状と課題

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を目指し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）を深化・推進していく必要があります。
- 施設サービスを必要とする方の増加が見込まれる中で、市町とも連携し、介護基盤の整備を進めることにより、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図る必要があります。
- 介護ニーズが増加する中で、介護サービスの担い手となる介護人材の確保が課題となっており、市町や関係団体と協働して、総合的な対策を行っていく必要があります。
- 認知症高齢者の増加が見込まれることから、早期から適切な診断や対応ができるよう医療と介護の連携を図るとともに、若年性認知症の方も含め、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域で本人と家族を支えるための支援体制を構築していく必要があります。
- 高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、まちづくり活動と連携し、それぞれの地域特性に応じた介護予防・重度化防止の取組や生活支援サービスの充実を図る必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

介護が必要となったり、認知症になってしまっても、高齢者が安心して、可能な限り住み慣れた地域で暮らしていくよう、元気な高齢者をはじめとする地域のさまざまな主体による生活支援サービスの充実や、認知症サポーターの養成および活動促進等に市町や関係団体と連携して取り組み、介護や認知症に対する県民の理解と支援の輪を広げ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 介護基盤の整備促進

特別養護老人ホーム等の介護施設の整備を行うとともに、市町等における介護保険事業の安定的な運営を支援します。

■ 基本事業 2 介護人材の確保

介護人材の確保のため、三重県発の取組である「介護助手」の更なる普及展開に向けた支援、業務負担の軽減に資する介護ロボット等の導入促進を行うとともに、市町や事業者団体等と協働し、参入促進、資質向上、労働環境の改善等の取組を行います。

■ 基本事業 3 認知症施策先進県に向けた取組

「共生」と「予防」を車の両輪として、認知症の人の視点を積極的に取り入れたピアサポートの推進、認知症サポーターのステップアップによるチームオレンジの立ち上げ支援と活動促進、市町との協働によるSIB^{注)1}を活用した認知症予防に係る取組の検討等を行い、認知症施策を先進的・総合的に推進します。

■ 基本事業 4 介護予防・生活支援サービスの充実

高齢者の自立した日常生活の支援、介護予防・重度化防止等に係る市町、地域包括支援センター等の取組を支援するため、研修会の開催、アドバイザーの派遣等を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数			介護度が重度で在宅の特別養護老人ホームの入所待機者数（入所を辞退した者等を除く実質的な待機者数）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
特別養護老人ホーム施設整備定員数（累計）			特別養護老人ホーム（広域型、地域密着型およびショートステイの転換）の施設整備定員数
県内の介護職員数			都道府県介護職員数の県内介護職員数（厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」）

注) 1 SIB : ソーシャル・インパクト・ボンド。民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施する新たな社会的インパクト投資の取組。

施策123 がん対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

がんの予防・早期発見から治療・予後までのそれぞれの段階に応じたがん対策が進み、がんにかかる人やがんで亡くなる人が減少するとともに、がんと向き合って生活していく患者やその家族への支援が進んでいます。

現状と課題

- がんは、県内における死亡原因の第1位であり、重要な健康問題の一つとなっています。「三重県がん対策推進条例」に基づき、さまざまな主体が連携・協力して、「がん予防」「がん医療の充実」「がんとの共生」など、それぞれの段階に応じた総合的かつ計画的ながん対策を推進していく必要があります。
- がんの予防や早期発見を推進するためには、生活習慣の改善や、がん検診および精密検査の受診率向上を図る必要があります。また、学習指導要領の改訂をふまえたがん教育を推進する必要があります。
- 国のがん診療連携拠点病院の整備指針をふまえ、県内のがん診療連携体制を整備するとともに、蓄積されたがん登録データを活用して、がんの早期発見やがん治療の推進につなげる必要があります。
- がん患者やその家族の持つ不安や悩みを軽減し、がんと共生しながら可能な限り質の高い療養生活を送ることができるよう、緩和ケアの推進や、相談支援体制、情報提供等の充実が必要です。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町との連携により、がんに対する啓発活動を行い、がん検診および精密検査の受診率の一層の向上を図ります。また、蓄積された精度の高いがん患者罹患状況等の情報を分析し、がん予防等へ積極的に活用していきます。さらに、がん患者とその家族が、がんと向き合いながらよりよい療養生活を送ることができるよう相談体制等の充実を図ります。

取組方向

■ 基本事業 1 がん予防・早期発見の推進

避けられるがんを防ぐため、がんに対する正しい知識の普及啓発や、医療関係者および教育関係者と連携した児童、生徒へのがん教育を推進します。また、ナッジ理論^{注)1}などの手法を活用したがん検診の受診勧奨や、「三重どこわか県民健康会議」において企業、関係機関・団体、市町との連携によるがん検診および精密検査受診率の向上を図ることにより、がんによる死亡率のより一層の低減に取り組みます。

■ 基本事業 2 がん医療の充実

県内のがん患者が適切ながん医療を受けられるよう、がん診療連携体制の一層の充実を図るとともに、医科歯科連携等、多職種との連携を推進します。また、がん登録により得られた罹患率、生存率等のデータの分析結果について、がんの早期発見やがん治療の推進につながるよう、市町、医療機関等と連携しながら、情報の利活用を進めます。

■ 基本事業 3 がんとの共生

がん患者やその家族が診断時から適切な緩和ケアを受け、療養生活の質の向上を図るために、緩和ケアに係る人材育成を支援します。また、がんに対する不安等を軽減するため、ライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、治療と仕事の両立を支援するため、関係機関や団体、医療機関等と連携した就労支援の取組を推進します。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
75歳未満の人口 10万人あたりのがんによる死者数（年齢調整後）			がんによる 75 歳未満の死亡状況について、年齢構成を調整した県の人口 10 万人あたりの死者数

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
がん検診受診率（乳がん、子宮頸がん、大腸がん）			乳がん、子宮頸がんおよび大腸がんに係るがん検診受診率
がん診療連携拠点病院および三重県がん診療連携準拠点病院指定数			手術、薬物療法およびこれらの効果的な組み合わせによる、がんの標準的・集学的治療を提供する医療機関数（がん診療連携拠点病院は国指定、三重県がん診療連携準拠点病院は県指定）
がん患者等の就労について理解を得られた企業数（累計）			説明会および事業所訪問で就労支援について理解を得られた企業数

注) 1 ナッジ理論：行動経済学で用いられる理論のひとつで、「選択の余地を残しながらも、より良い方向に誘導する方法」のこと。『ナッジ (nudge)』とは「そっと後押しする」という意味。

施策124 健康づくりの推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

企業、関係機関・団体、市町と連携して健康づくりに取り組み、病気の予防、早期発見、治療、療養生活の質の維持向上のための対策が進み、県民一人ひとりが適正な生活習慣を身につけることにより、生涯を通じて健康的な生活を送っています。また、県民の皆さんのが生活習慣病や難病等にかかった時も、適切な治療や支援を受けています。

現状と課題

- 「人生100年時代」を迎える中、県民の皆さんの健康への関心がより一層高まっている一方で、県民の皆さん約半数が健康づくりに取り組んでいないことが課題となっています。
- 糖尿病については、年齢調整受療率は全国第2位となっているものの、新規透析患者数は減少傾向にあります。糖尿病などの生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、企業、関係機関・団体、市町と連携し、健康づくりの取組を進めるとともに、県民による主体的な健康づくりに取り組んでいます。
- 人口減少が進む中、地方創生を推進し、若者に選ばれる三重につなげるためには、企業等における健康経営の推進が必要です。
- 「全国トップクラスの健康づくり県」をめざすため、Society 5.0やSDGsなどの新しい考え方を取り入れ、さまざまなデータや最新テクノロジーを活用しながら、健康無関心層を含めた全ての県民に対して、健康づくりの取組を推進するとともに、企業における主体的な健康経営の取組を推進することが必要です。
- むし歯のない12歳児の割合が全国平均を下回る状況が続いていることから、効果的なむし歯予防対策が必要です。また、さまざまなニーズに対応するため、在宅歯科医療や障がい児(者)歯科診療、医科歯科連携の推進が必要です。
- 難病医療費助成制度の円滑な運営のために、難病指定医の育成や指定医療機関の増加に取り組むとともに、難病患者が身近な医療機関で適切な治療を継続できるように、拠点病院、協力病院が連携し、さまざまなニーズに対応できる医療提供体制の拡充に取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

企業、関係機関・団体、市町など、健康づくりに関するさまざまな主体・分野が連携し、オール三重で健康づくりに取り組むことで、健康無関心層を含めた全ての県民にアプローチを図り、「誰もが健康的に暮らせるとこわかの三重」の実現をめざします。

取組方向

■ 基本事業 1 健康づくり・生活習慣病予防活動の推進

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、企業、関係機関・団体、市町と連携し、さまざまなデータや最新テクノロジーを活用しながら、県民が主体的に取り組む健康づくりや企業の健康経営の取組を推進するなど、社会全体で継続的に健康づくりに取り組みます。

■ 基本事業 2 歯科保健対策の推進

全身の健康につながる歯と口腔の健康を保つことで、生涯にわたり生活の質の向上が図られるよう、ライフステージに応じた歯科疾患予防や口腔機能の維持・向上に取り組みます。また、むし歯予防の効果が高いフッ化物洗口の実施に向けて、教育委員会等と連携して積極的に取り組むとともに、地域口腔ケアステーションを核とした在宅歯科保健医療連携などに取り組みます。

■ 基本事業 3 難病対策の推進

難病指定医等の育成や指定医療機関の増加により、医療費助成制度を円滑に運営するとともに、拠点病院を中心とする医療提供体制の拡充に取り組みます。また、難病患者等の療養生活の質の向上を図るために、生活・療養相談、就労支援を行います。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
健康寿命			国の定める健康づくりの基本の方針である「健康日本 21（第2次）」の目的のひとつであり、県民が日常的に介護を必要とせず、自立して心身ともに健康的な日常生活を送ることができる期間

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
特定健康診査受診率			三重県保険者協議会に所属する医療保険者が行う特定健康診査（生活習慣病に関する健康診査）の受診率
フッ化物洗口を実施している施設数（累計）			フッ化物洗口を実施している小学校、幼稚園、保育所等の数

施策144 医薬品等の安全・安心の確保と動物愛護の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

医薬品や医療機器などの品質管理体制の整備により医薬品等の安全が確保されるとともに、生活衛生営業施設等の衛生が確保され、安全なサービスや製品が提供されています。

また、さまざまな主体と連携し地域全体で取り組むことで、動物の殺処分がなくなるとともに、薬物が容易に入手できない環境が整備されています。

現状と課題

- 医薬品等製造業者等への監視指導や、県民の皆さんへの医薬品等の適正使用のための情報提供などを行うとともに、患者本位の医薬分業の実現等をめざし「かかりつけ薬剤師・薬局」を推進しています。引き続き、医薬品等の品質、有効性および安全性の確保を図るとともに、将来にわたり安全な血液製剤を確保するため、若年層に対する献血啓発などに取り組む必要があります。
- 動物愛護管理の拠点として三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29（2017）年5月に開所し、動物愛護教室などの普及啓発活動、飼い主への終生飼養の指導や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術などの引取り数を減らす取組、譲渡事業等に取り組んだところ、犬・猫の殺処分数が大幅に減少しました。引き続き、人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、取組を推進する必要があります。
- 民間団体、学校、市町等の関係機関と連携し、薬物乱用防止に関する啓発、取締りなどに取り組んでいます。近年、若年層を中心に大麻事犯検挙者数が増加していることから、これまで以上に薬物乱用防止対策を進める必要があります。
- 生活衛生営業施設等に対する監視指導や衛生管理に関する講習会等を行っています。引き続き、施設における衛生確保を図るため、監視指導などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全な製品やサービスが供給され安心して利用できるよう、医薬品等製造業者等や生活衛生営業施設等営業者に自主管理を促すとともに、県民一人ひとりの献血意識の向上に取り組みます。

また、県民一人ひとりが安心して豊かに暮らせるよう、関係機関等と連携し、動物を愛護する意識の向上や動物愛護管理の取組を推進するとともに、薬物乱用防止に係る意識啓発を行うなど、薬物乱用防止の取組を強化します。

取組方向

■ 基本事業 1 医薬品等の安全な製造・供給の確保

医薬品等製造業者等の監視指導を行うとともに、県民の皆さんに対する医薬品等の適正使用に関する啓発や知識の普及を図るほか、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めます。また、献血について、県民の皆さんへの啓発に加え、高校生などを対象としたセミナーの開催や献血ボランティア活動の推進に取り組みます。

■ 基本事業 2 人と動物との共生環境づくり

人と動物が安全・快適に共生できる社会をめざし、三重県動物愛護推進センター「あすまいる」を県の動物愛護管理の拠点として、さまざまな主体と連携しながら、譲渡事業等、殺処分をなくすための取組等を推進するとともに、災害時におけるペットの防災対策や人型ロボットの配置により収集した情報の利活用等に取り組みます。

■ 基本事業 3 薬物乱用防止対策の推進

学校等における薬物乱用防止教室などの講習会や「ダメ。ゼッタイ。」普及運動などの啓発による「未然防止対策」、警察等関係機関と連携した「取締対策」、さらに薬物依存症者やその家族等に対する支援を中心とした「再乱用防止対策」の3つの対策により、薬物乱用を許さない社会環境づくりを進めます。

■ 基本事業 4 生活衛生営業施設等の衛生確保

生活衛生営業施設等の監視指導や講習会等を行い、生活衛生営業施設等営業者の自主的な衛生管理の促進を図ります。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数			保健所に収容した犬・猫のうち、やむを得ず殺処分を行った犬・猫の数（治癒の見込みがない病気などの理由により殺処分した数を除く。）

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
県内の医薬品等製造施設のうち不良医薬品等を出さなかつた施設の割合			県内の医薬品等製造施設のうち、重篤な健康被害の原因となる不良医薬品等や健康被害の原因となる可能性のある不良医薬品等を出さなかつた施設の割合
薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内学校の児童生徒等の人数			薬物乱用防止に関する知識と理解を深めた県内の小中学校、高等学校の児童生徒や大学生等の人数
健康被害が発生しなかつた生活衛生営業施設の割合			生活衛生営業施設（公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場）のうち健康被害の発生がなかつた施設の割合

施策145 食の安全・安心の確保

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

農水産物の生産や食品の製造・加工・流通から消費に至る全ての過程において監視指導等を行うとともに、家畜伝染病等の食に関わる課題に対して、県民の皆さんへの影響を最小限に抑えられている体制が整備され、安全で安心な食品が供給されています。

現状と課題

- 食の安全・安心の確保のためには、食品関連事業者や生産者のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、自主的な取組を促進することが必要です。また、消費者自らが食品に対する知識と理解を深め、自ら判断・選択が必要なことから、食品関連事業者、生産者および行政の取組を知る機会を増やし、相互理解を促進することが必要です。
- 食品の製造・加工・流通から消費に至る過程において、衛生管理や食品表示等の監視指導、食品の検査等に取り組んでいます。引き続きこれらの取組を実施し、県内に流通する食品の安全性を確保する必要があります。
- 食品事業者は、食品衛生法の改正に伴うHACCPに沿った衛生管理や、食品表示法の経過措置期間終了による新制度に基づく食品表示に対応する必要があることから、HACCPに沿った適切な衛生管理や新制度に基づく適切な食品表示が行われていることを確認する必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の不安を解消するため、農薬、肥料、動物・水産用医薬品や飼料等の適正使用の管理ならびに安全・安心な農水産物の生産システムの構築を図る必要があります。
- 家畜伝染病の発生防止に向け、県内畜産農場における防疫体制の強化を図る必要があります。特に、県内養豚農場での豚コレラ発生をふまえ、各農場における飼養衛生管理基準の遵守・徹底など、まん延防止に向けた取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

安全で安心な食品が供給され、県民の皆さんのが安心して暮らせるよう、食品関連事業者や関係団体の皆さんなど幅広い分野の方々と連携して、食品関連事業者等のコンプライアンス意識の向上や自主管理の促進、消費者への啓発等に取り組むとともに、リスクコミュニケーションの機会を通じて相互理解を深めます。

取組方向

■ 基本事業 1 食品の安全・安心の確保

食品関係施設への監視指導等を行い、食品の検査や食品表示の適合性の確認を実施するとともに、食品事業者のHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

また、と畜検査・食鳥検査を全頭（羽）実施するとともに、と畜場や食鳥処理場についてもHACCPに沿った衛生管理の運用状況を確認します。

■ 基本事業 2 農畜水産物の安全・安心の確保

食品関連事業者や生産者におけるコンプライアンス意識の向上を図るとともに、食の安全・安心に関する消費者との相互理解を深めるため、積極的な情報提供や研修会、意見交換会等によるコミュニケーションの醸成・充実に取り組みます。

また、米トレーサビリティ法や「農産物検査法」等に基づく監視指導体制を強化するとともに、農水産物の生産工程管理および衛生管理の促進、さらに、家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守・徹底等を図ります。特に、豚コレラについては、野生動物や人、車両等を介した農場へのウイルスの侵入防止対策を徹底指導するとともに、野生イノシシへの豚コレラのまん延を防止するため、経口ワクチンの散布や生息数の低減に取り組みます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
HACCPに沿った衛生管理を適切に運用している施設の割合			HACCPに沿った衛生管理が適切に運用されていることを監視等により確認した施設（不適切であったが指導等により改善したものも含む。）の割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
食品表示を適切に行ってい る食品関連事業者の割合			食品表示が適切に行われていることを監視等により確認した食品関連事業者（不適切であったが指導等により改善したものも含む。）の割合
特定家畜伝染病発生防止率			発生農場での全頭（羽）殺処分が必要な家畜伝染病の発生および感染拡大を防止した割合

施策146 感染症の予防と拡大防止対策の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

県民一人ひとりが感染予防に自主的に取り組むとともに、感染症が発生した際は、地域社会全体が的確な情報に基づき、速やかに感染拡大防止策をとることにより、県民が安心して暮らせる環境が整っています。

現状と課題

- 感染症予防を普及啓発するための人材の養成や感染症発生動向調査システムの活用による情報発信等を行うことで、危険性の高い感染症の集団発生の抑止に取り組んでいます。今後も感染症の流行状況に応じた情報発信や普及啓発が必要であることから、感染予防に関する研修会の開催やシステム活用による情報発信等、感染予防・拡大防止の取組を推進していくことが必要です。
- エボラ出血熱や新型インフルエンザ等のような、発生すると社会的影響の大きい感染症について、適切な治療や防疫措置を講じるため、感染症指定医療機関の運営や設備整備への支援、防疫用品等の備蓄・更新、発生に備えた関係機関と連携した訓練を行っています。今後も、関係機関と連携した訓練を行うなど、防疫体制の充実を図る必要があります。
- HIV（エイズの原因となるウイルス）や肝炎ウイルスに対しては、無料検査や相談により、早期発見・早期治療を促進するとともに、風しんについては、妊娠を希望する女性等を対象に無料の抗体検査等を実施し、感染予防につなげる取組を行っています。引き続き、無料検査や相談についての広報を行うなど、感染予防・拡大防止に向けた取組を行っていく必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

感染症に関して不安を感じることなく、安心して暮らすことができるよう、感染症発生動向調査システム等を活用して情報提供を行い、県民一人ひとりが、感染予防に理解を深め、適切な予防行動が行うことができるよう取り組みます。また、発生すると社会的影響が大きい感染症については、適切な防疫措置ができるよう、関係機関と連携を進めます。

取組方向

■ 基本事業 1 感染予防のための普及啓発の推進

感染症の流行状況に合わせて適切に感染予防・拡大防止を図るため、引き続き、研修会の開催による普及啓発や、感染症発生動向調査システムの活用による情報の収集・整理・分析を行い、情報発信をしていきます。

■ 基本事業 2 感染症危機管理体制の整備

発生すると社会的影響の大きい感染症の発生に備え、防疫用品等の備蓄・更新を行うとともに、医療機関、消防、警察等の関係機関と連携して患者搬送や情報伝達の訓練等を実施し、発生時に迅速な対応ができるよう体制を整えます。

■ 基本事業 3 感染症対策のための相談・検査の推進

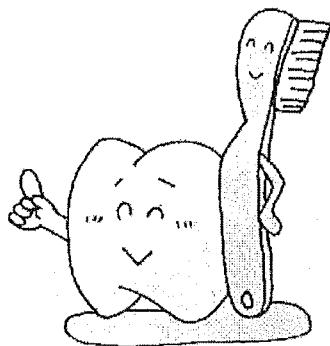
麻しんや風しんについては、有効な予防手段であるワクチン接種を進めています。また、HIVや肝炎については、無料検査を実施するとともに、受検者の増加に向けて、イベント等にあわせて啓発を行います。さらに、保健所等での相談体制の充実を図り、陽性者が安心して治療ができる体制の整備を進めます。

主指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
危険性の高い感染症発生数のうち集団発生が抑止できた割合			「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく、一、二、三類感染症発生数のうち、集団発生が抑止できた割合

副指標			
目標項目	現状値	令和5年度 の目標値	目標項目の説明
感染症危機管理に関する訓練実施率			感染症危機管理体制整備のために県内全域で実施する訓練の実施率（本庁および各保健所ごとに、年1回以上実施）
定期接種における麻しん、風しんワクチンの接種率			予防接種法に基づく麻しん、風しんの第2期接種時期におけるワクチン接種率（対象年度の4月1日現在の接種対象者数のうち、当該年度における接種者数の割合）

みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

(平成 30 年度版)



令和元年9月

三 重 県

目 次

はじめに

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策	
ア 乳幼児期	2
イ 学齢期	9
ウ 青・壮年期	15
エ 高齢期	21
(2) 障がい児（者）への対策	26
(3) 医科歯科連携による疾病対策	30
(4) 在宅歯科保健医療における対策	36
(5) 災害時における歯科保健医療対策	43
(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策	45

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理	46
(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等	49
(3) 関係機関・団体等との連携	51

参考資料

○みえ歯と口腔の健康づくり条例	54
○第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画	58
1 概要	58
2 評価指標と目標値の現状	59

はじめに

この「年次報告書」は、みえ歯と口腔の健康づくり条例第12条第6項の規定に基づき、県が実施した施策などの実施状況について取りまとめたものです。

県の歯科口腔保健の推進に関する施策を効果的に推進していくために、年度ごとの施策の実施状況についてとりまとめ、議会に報告するとともに、県民、関係機関・団体、事業者などに公表することによって、県の歯科口腔保健の状況を明らかにし、施策への理解と協力を求めてることとしています。

みえ歯と口腔の健康づくり条例（平成24年3月27日 三重県条例第42号）

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

（基本計画）

第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

1 歯と口腔の健康づくり対策の推進

(1) 各ライフステージにおける歯と口腔の健康づくり対策

ア 乳幼児期

達成状況 : 達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	84.8%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	159か所	180か所	○

《 現状と課題 》

むし歯のない1歳6か月児の割合は、全国平均より良好な状況です。また、むし歯のない3歳児の割合は、全国平均より低くなっていますが、改善傾向にあります。

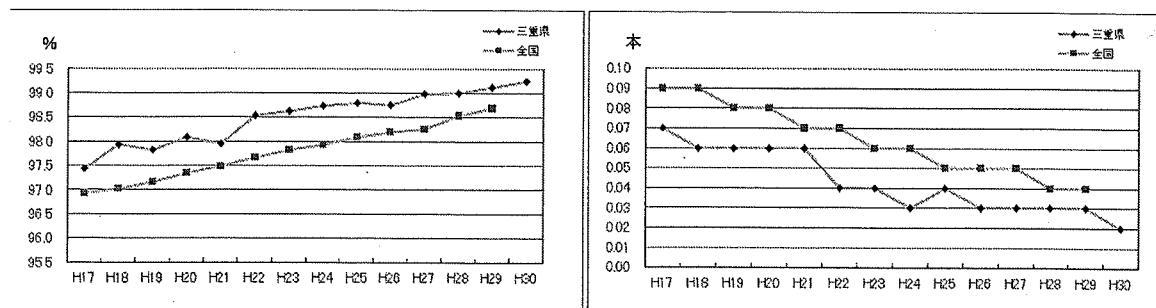
生涯を通じて歯と口腔の健康を保持・増進するためには、乳幼児期から規則正しい生活習慣を送ることや食後の歯みがき習慣等による歯と口腔の健康づくりに、生涯にわたり取り組むことが必要です。

むし歯を予防するためには、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加えて、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用することが重要です。特に、永久歯のむし歯予防として、4歳から14歳までの期間に継続的にフッ化物洗口を実施することがむし歯予防として最も大きな効果をもたらすことが示されています。

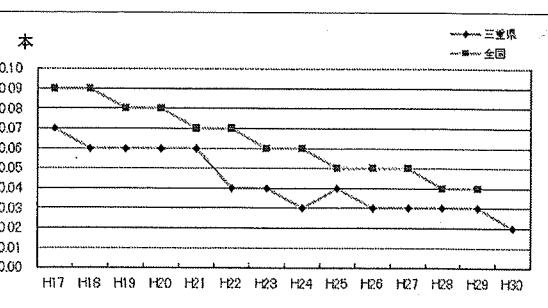
フッ化物洗口を実施している市町数は21市町、159施設において実施されていますが、実施率は16.53%と依然として低いことから、幼稚園、認定こども園、保育所における実施に向けた支援が必要です。

ネグレクト（育児放棄）等の児童虐待を受けている可能性のある子どもは、むし歯が多く、治療していない傾向があります。歯科医療関係者は、むし歯が多く、治療していない子どもがいた場合、市町や幼稚園、認定こども園、保育所と連携を密にして子どもを見守っていくことが必要です。

1歳6か月児むし歯のない者の割合の推移



1歳6か月児一人平均むし歯数の推移



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
むし歯のない者の割合 (%)	全国	96.93	97.02	97.16	97.34	97.48	97.67	97.83	97.94	98.09	98.20	98.25	98.53	98.69	-
	三重県	97.44	97.93	97.83	98.09	97.95	98.53	98.63	98.74	98.79	98.75	98.98	99.00	99.12	99.24
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
一人平均むし歯数 (本)	全国	0.09	0.09	0.08	0.08	0.07	0.07	0.06	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04	-
	三重県	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06	0.04	0.04	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.02	-

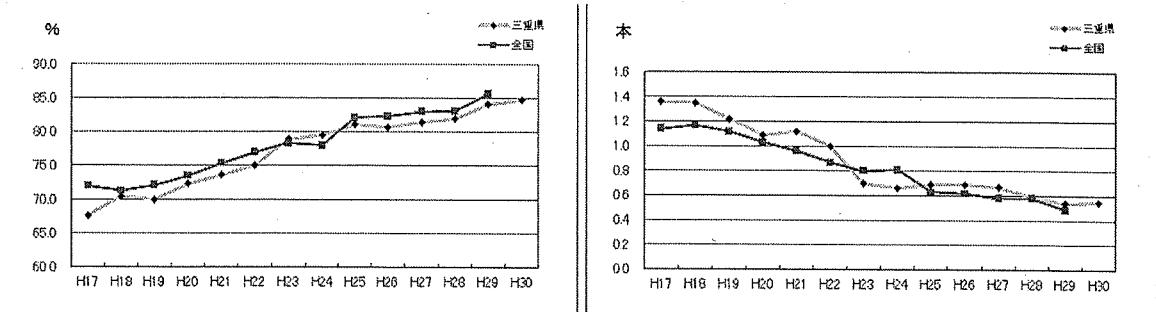
※表中の「-」は、国未集計

出典 全国：平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」

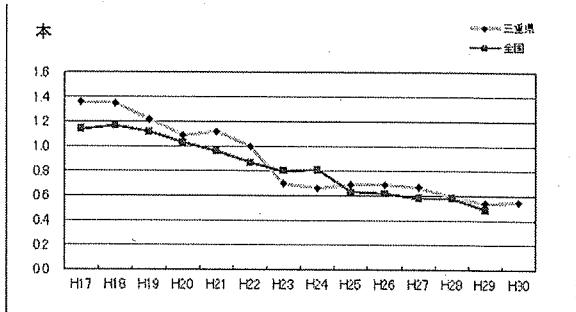
全国：平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

三重県：母子保健報告

3歳児むし歯のない者の割合の推移



3歳児一人平均むし歯数の推移



※表中の「-」は、国未集計

出典 全国：平成 25 年度以前 厚生労働省 「1歳6か月児歯科健康診査実施状況」

全国：平成 26 年度以後 厚生労働省 「地域保健・健康増進事業報告」

三重県：母子保健報告

フッ化物洗口実施施設状況

市町名	実施人数 (人)	実施施設数(施設)					総実施 施設数 (施設)	実施施設率(%)					総実施 施設率 (%)	公費 負担
		幼稚園	認定こども 園	保育園	小学校	その他施設		幼稚園	認定こども 園	保育園	小学校	その他施設		
桑名市	0	0	0	0	0	—	0	0.00	0.0	0.0	0.0	—	0.0	
いなべ市	0	—	—	0	0	—	0	—	—	0.0	0.0	—	0.0	
木曽岬町	不明	1	—	1	0	—	2	100.00	—	100.0	0.0	—	66.7	○
東員町	0	—	—	0	0	—	0	—	—	0.0	0.0	—	0.0	
四日市市	62	3	0	0	0	—	3	8.57	0.0	0.0	0.0	—	2.4	
菰野町	719	—	1	2	0	5	8	—	100.0	7.7	0.0	100.0	21.6	○
朝日町	0	—	0	—	0	—	0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	
川越町	0	0	—	0	0	—	0	0.00	—	0.0	0.0	—	0.0	
鈴鹿市	135	1	0	4	0	—	5	5.88	0.0	10.3	0.0	—	5.6	
亀山市	0	0	0	0	0	—	0	0.00	0.0	0.0	0.0	—	0.0	
津市	284	0	4	2	0	—	6	0.00	25.0	4.8	0.0	—	4.2	
松阪市	1,752	12	—	21	6	—	39	60.00	—	58.3	16.7	—	42.4	○
多気町	228	—	1	5	0	—	6	—	100.0	100.0	0.0	—	54.5	○
明和町	351	3	2	3	0	—	8	100.00	100.0	100.0	0.0	—	57.1	○
大台町	103	—	1	3	0	—	4	—	100.0	100.0	0.0	—	50.0	○
伊勢市	48	0	0	3	0	—	3	0.00	0.0	11.5	0.0	—	4.5	
鳥羽市	33	1	—	0	0	—	1	100.00	—	0.0	0.0	—	5.6	○
志摩市	395	6	—	8	0	—	14	85.71	—	100.0	0.0	—	63.6	○
玉城町	266	—	1	3	0	—	4	—	100.0	100.0	0.0	—	50.0	
南伊勢町	76	—	—	6	0	—	6	—	—	100.0	0.0	—	66.7	○
大紀町	0	—	—	0	0	—	0	—	—	0.0	0.0	—	0.0	
度会町	0	—	—	0	0	—	0	—	—	0.0	0.0	—	0.0	
伊賀市	148	0	0	9	0	—	9	0.00	0.0	30.0	0.0	—	16.7	
名張市	96	0	0	4	0	—	4	0.00	0.0	33.3	0.0	—	11.8	
尾鷲市	155	0	—	6	0	—	6	0.00	—	100.0	0.0	—	40.0	○
紀北町	83	2	—	5	0	—	7	100.00	—	62.5	0.0	—	36.8	○
熊野市	548	1	1	5	8	—	15	100.00	100.0	100.0	88.9	—	93.8	○
御浜町	97	—	1	2	0	—	3	—	100.0	100.0	0.0	—	42.9	○
紀宝町	159	1	—	5	0	—	6	100.00	—	100.0	0.0	—	54.5	○
三重県	5,738 人	31施設	12施設	97施設	14施設	5施設	159施設	18.79%	27.27%	24.81%	3.92%	100.00%	16.53%	14 市町

平成 30 年 3 月末時点

フッ化物洗口実施状況年次推移

	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
実施施設数(施設)	2	7	11	26	37	44	48	54	66	91	101	107	121	129	142	159
実施人数(人)	55	135	229	913	1,461	1,568	1,727	1,906	2,260	3,349	3,888	4,296	4,330	4,752	5,205	5,738

出典：三重県健康づくり課調査

《 平成 30 年度の取組 》

1 妊婦への歯科口腔保健指導リーフレット「母と子の歯っぴいライフ」の作成・配布

対象者 妊婦

配布方法 • 母子健康手帳交付時に配付（全市町）

• 県歯科衛生士会が実施するマタニティ教室での活用等

内容 • 産前産後の母子の歯科保健

• 妊婦歯科健診の受診勧奨

2 妊婦への歯科保健指導（28回）

場所 県立総合医療センター、四日市レディースクリニック、
ヤナセクリニック

内容 • 産前産後の母子の歯科保健

• 妊婦歯科健診の受診勧奨

• 歯みがき指導

（県立総合医療センター：10回）

開催日 毎月第1火曜日（5月～8月、10月～翌年3月）

対象者数 75名（妊婦）

（四日市レディースクリニック：6回）

開催日 毎月第3月曜日（5月、8月、10月、1月～3月）

対象者数 55名（妊婦）

（ヤナセクリニック：12回）

開催日 毎月第2金曜日（4月～翌年3月）

対象者数 69名（妊婦）

3 妊婦歯科健診啓発リーフレット及びポスター「妊娠歯科健診を受けましょう」の作成・配布

配付先 医師会、産婦人科医会、産婦人科医会会員医療機関、妊婦、
歯科医院、市町

配付部数 リーフレット：15,000部、ポスター：1,000部

4 フッ化物洗口推進事業

（1）フッ化物応用研修会

開催日 平成31年2月14日（木）

場所 三重県歯科医師会館

内容 「フッ化物のことどれくらいしったある？」

朝日大学教授

朝日大学歯科衛生士専門学校 校長 磯崎 篤則 氏

参加人数 125名（歯科医師、歯科衛生士、保育・教育関係者、行政関係者）

(2) モデル地区フッ化物洗口推進会議

第1回

開催日 平成30年7月10日(火)

場所 松阪市健康センターはるる

内容

- ・松阪市のフッ化物洗口事業実施要領の説明
- ・協力歯科医の決定
- ・意見交換

参加人数 36名(松阪地区歯科医師会、平成30・31年度フッ化物洗口事業実施
校医・園医、行政(松阪市))

第2回

開催日 平成31年2月7日(木)

場所 松阪市健康センターはるる

内容

- ・フッ化物洗口研修
- (講習、歯と口腔の基礎知識、小中学校での実際・手順、
学校での不安点の解消、健康教育とヘルスプロモーション)

参加人数 112名(松阪市教育委員会、市町養護教諭、松阪地区歯科医師会、
校医・園医、行政(松阪市))

(3) モデル施設でのフッ化物洗口の実施

実施施設(11園)

地区	1回目実施	2回目実施	場所	対象年齢: 対象者数
四日市	10月15日(月)	11月1日(木)	社会福祉法人鈴鹿聖十字会 聖マリアこども園	4歳: 23名 5歳: 20名
津	10月11日(木)	1月24日(木)	杜の街ゆたか園	4歳: 23名 5歳: 20名
松阪 地区	11月8日(木)	11月8日(木)	学校法人梅村学園 梅村幼稚園	4歳: 43名 5歳: 69名
松阪 地区	11月15日(木)	11月22日(木)	松阪市立白鳩保育園	4歳: 13名 5歳: 16名
松阪 地区	10月18日(木)	10月25日(木)	松阪市立駅部田保育園	4歳: 21名 5歳: 19名
松阪 地区	10月10日(木)	10月18日(木)	松阪市立東保育園	4歳: 18名 5歳: 12名
松阪 地区	11月1日(木)	11月7日(水)	松阪市立阿坂幼稚園	4歳: 7名 5歳: 4名
松阪 地区	10月11日(木)	10月25日(木)	松阪市立中川幼稚園	4歳: 45名 5歳: 49名

松阪 地区	10月4日(木)	10月11日(木)	松阪市立港幼稚園	4歳：6名 5歳：4名
尾鷲	11月1日(木)	11月12日(月)	社会福祉法人 こひつじ保育園	4歳：5名 5歳：3名
伊賀	1月18日(金)	1月31日(木)	伊賀市社会事業協会 友生保育園	5歳：10名

地区の整理：郡市歯科医師会に準ずる

5 乳幼児歯科保健指導

実施施設（延べ11件）

支部	実施日	場所	対象者数	方法
桑員	11月15日(木)	赤ちゃんサークル（ヨナハ産婦人科・小児科病棟）	14組	集団指導
	2月21日(木)	赤ちゃんサークル（ヨナハ産婦人科・小児科病棟）	15組	
鈴鹿・ 亀山	1月22日(火)	つどいの広場 愛あい3・4歳児（ぐみの木ほいくえん隣）	10組	集団指導
	1月23日(水)	つどいの広場 愛あい2歳児（ぐみの木ほいくえん隣）	10組	
	1月24日(木)	つどいの広場 愛あい1歳児（ぐみの木ほいくえん隣）	10組	
	1月25日(金)	つどいの広場 愛あい0歳児（ぐみの木ほいくえん隣）	20組	
津	6月21日(木)	第2はなこま保育園内子育て支援センター	19組	集団指導
	6月28日(木)	豊野保育園内子育て支援センター「わくわくの森」	9組	
尾鷲・ 南紀	5月23日(水)	御浜町子育て支援室「おひさま」	8組	集団指導
	6月1日(金)	御浜町福祉健康センター「子どもの広場」	8組	
	11月20日(火)	熊野市子育て支援センター「ひよっこ」	24組	

支部の整理：三重県歯科衛生士会に準ずる

6 要保護児に対する歯科健診・歯科保健指導

開催日 各所 年間10回／毎月第3木曜日（6月～翌年3月）

場所 北勢児童相談所・中勢児童相談所

対象者 北勢児童相談所・中勢児童相談所一時保護所の入所児

内容

- ・口腔内診査
- ・生活習慣アンケート調査と入所状況の把握
- ・歯科保健指導

《 成 索 》

生まれてくる子どもと妊娠中や出産後の母親の歯科保健が推進するよう、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットの配付や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、妊婦や子どもの歯科保健について啓発を行いました。

年齢に応じたフッ化物の利用が推進するよう、保育・教育関係者や歯科医療関係者等を対象としたフッ化物の正しい知識や、具体的な応用方法の一つであるフッ化物洗口についての研修会を開催し、フッ化物の利用に関する知識の普及を図りました。

むし歯予防のための集団でのフッ化物洗口が継続的に実施されるよう、モデル施設11か所の幼稚園、認定こども園、保育所においてフッ化物洗口を実施しました。併せて、歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、子ども達が自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組むための意識づけを行いました。

子育てをしている保護者の歯と口腔の健康づくりの意識が向上するよう、子育て支援施設11か所において、子どもの健全な歯と口腔の発育に関する歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を市町と連携して実施し、子どもの歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及を図りました。

歯科治療が困難になりやすい児童相談所一時保護所の入所児の歯と口腔の健全な発育につながるよう、児童相談所2か所において口腔内診査及び歯科保健指導を実施し、入所者の歯と口腔の健康づくりの意識の向上を図りました。

《 今後の方針性 》

生まれてくる子どものために、妊婦への歯科保健の啓発や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

子どもの健全な歯と口腔の発育のため、乳幼児の保護者を対象に歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

永久歯のむし歯予防のため、4歳から14歳までの期間に継続的に集団でのフッ化物洗口を実施する施設が拡大するよう、モデル施設におけるフッ化物洗口を実施します。併せて、フッ化物の利用に関する正しい知識の普及を図るため、研修を行います。また、市町における集団でのフッ化物洗口によるむし歯予防の取組が促進されるよう、実施を検討している地域へ関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行います。

児童相談所一時保護所の入所児の歯と口腔の健全な発育のため、口腔内診査及び歯科保健指導を実施します。

イ 学齢期

達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
3	12歳児でもし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	60.9%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	21市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.6%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	4.0%	4.4%	○
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	4.7%	4.5%	○
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	25.5%	23.0%	○
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	—	80.0%	—
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	—	32.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)*を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口に外傷を受けた子どもの人数	187人 (平成28年度)	214人	177人	×

*要保護児童スクリーニング指標 (MIES: Maltreatment index for Elementary Schoolchildren) は、むし歯のデータと生活習慣質問票を組み合わせ、潜在する被虐待児童を早期に把握し、学校関係者とともに見守りをすることを目的に、県が三重県歯科医師会と愛知学院大学とともに開発したものです。

《 現状と課題 》

むし歯のない12歳児の割合は、全国平均より低くなっていますが、改善傾向にあります。

むし歯を予防するためには、正しい歯みがきの励行、規則正しい食生活（食事・間食の回数や時間）を送ることに加えて、フッ化物（フッ化物配合歯みがき剤、フッ化物歯面塗布、フッ化物洗口）を利用することが重要です。特に、永久歯のむし歯予防として、4歳から14歳までの期間に継続的にフッ化物洗口を実施することがむし歯予防として最も大きな効果をもたらすことが示されています。

しかし、小学校においてフッ化物洗口を実施しているのは、熊野市と松阪市の2市14校です。そのため、幼稚園、認定こども園、保育所において実施されているフッ化物洗口の取組が、小学校でも継続して実施されるよう、小学校における実施に向けた支援が必要です。

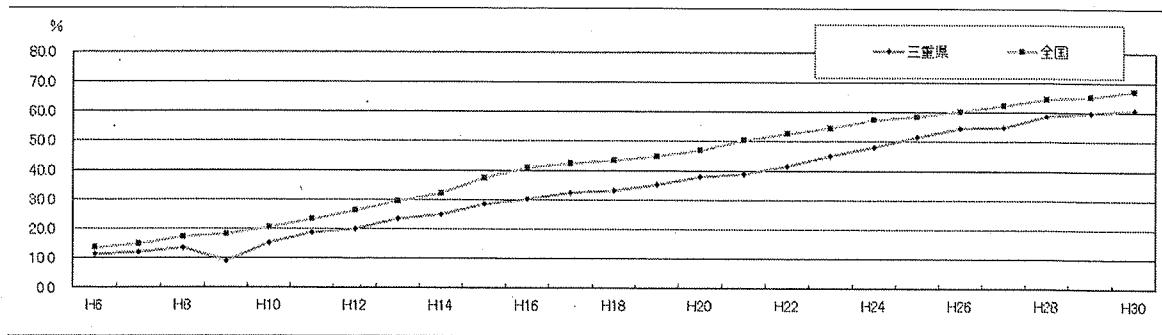
歯肉炎のある児童生徒の割合は、小学校、中学校、高等学校と年齢が上がるに伴い増加しています。歯肉炎予防のための歯科保健指導の充実が必要です。

17歳で未処置歯を有する生徒の割合は改善傾向にあります。高等学校卒業後は歯科健診を受ける機会が減少することから、学齢期のうちに適切な治療を受ける習慣の確立を図る必要があります。

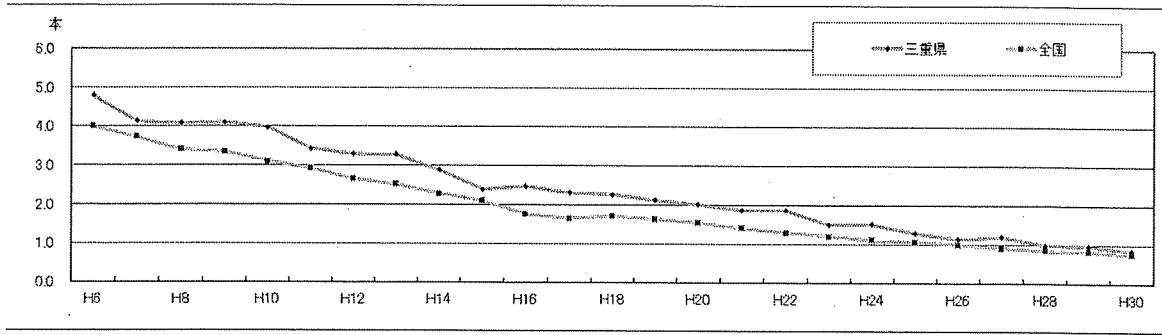
ネグレクト（育児放棄）等の児童虐待を受けている可能性のある子どもは、むし歯が

多く、治療していない傾向があります。歯科医療関係者は、むし歯が多く、治療していない子どもがいた場合、市町や学校と連携を密にして子どもを見守っていくことが必要です。

12歳児むし歯のない者の割合の推移



12歳児一人平均むし歯数の推移



	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
むし歯のない者の割合 (%)	全国	13.6	14.9	17.3	18.4	20.6	23.4	26.3	29.5	32.1	37.4	40.9	42.3	43.5	45	46.8	50.3	52.5	54.6	57.2	58.5	60.3	62.1	64.48	65.13	67.28
	三重県	11.4	12.2	13.7	9.2	15.3	18.8	20.1	23.6	25	28.6	30.3	32.5	33.3	35.3	37.9	38.8	41.6	45.1	48.1	51.6	54.5	54.9	58.8	59.9	60.87
一人平均むし歯数 (本)	全国	4.00	3.72	3.41	3.34	3.10	2.92	2.65	2.51	2.28	2.09	1.75	1.65	1.71	1.63	1.54	1.40	1.29	1.20	1.10	1.05	1.00	0.90	0.84	0.82	0.74
	三重県	4.79	4.13	4.08	4.11	3.98	3.44	3.30	3.28	2.89	2.39	2.47	2.31	2.26	2.12	2.01	1.86	1.86	1.50	1.51	1.28	1.14	1.19	0.98	0.96	0.84

出典 全国：文部科学省「学校保健統計調査」

三重県：三重県教育委員会「健康状態調査」

《 平成 30 年度の取組 》

1 児童生徒への歯科保健指導の実施

歯科医師会（11校：小学校6校、中学校5校）

地区	実施日	場所	対象者数	学年	方法
四日市	11月15日(木)	四日市市立西笠川中学校	61名	1年生	講話、集団歯磨き指導
四日市	2月14日(木)	四日市市立三重北小学校	225名	1～6年生	講話
四日市	10月18日(木)	菰野町立菰野中学校	236名	2年生	講話、個別歯磨き指導
津	10月4日(木)	津市立戸木小学校	76名	1年生	講話
津	5月31日(木)	津市立美杉中学校	8名	1年生	講話、集団歯磨き指導
伊勢 地区	11月22日(木)	伊勢市立東大淀小学校	33名	4年生 5年生	講話、個別歯磨き指導
	12月13日(木)	伊勢市立上野小学校	15名	6年生	個別歯磨き指導
	11月1日(木)	玉城町立玉城中学校	144名	1年生	講話

伊勢 地区	10月25日(木)	玉城町立有田小学校	32名	5年生	講話、個別歯磨き指導
	12月13日(木)	伊勢市立中島小学校	111名	2年生 4年生 6年生	講話、個別歯磨き指導、 グループワーク
伊賀	2月14日(木)	名張市立南中学校	96名	1年生	講話

実施者：監督 歯科医師（学校歯科医など）

地区の整理：都市歯科医師会に準ずる

担当 歯科衛生士

歯科衛生士会（14校：小学校11校、中学校3校）

支部	実施日	場所	対象者数	対象学年	方法
桑員	1月24日(木)	桑名市立多度青葉小学校	16名	1年生	集団指導
鈴鹿・ 亀山	6月14日(木)	亀山市立中部中学校	207名	1年生	集団指導
	10月23日(火)	白子小学校	78名	4年生	集団指導
	11月12日(月)	神戸小学校	129名	6年生	集団指導
	1月21日(月)	鈴峰中学校	98名	2年生	集団指導
	1月28日(月)	鈴峰中学校	82名	1年生	集団指導
名張・ 伊賀	11月1日(木)	伊賀市立長田小学校	20名	3・4年生	集団指導
松阪	11月29日(木)	松阪市立伊勢寺小学校	35名	4年生	集団指導
伊勢・ 度会	7月13日(金)	伊勢市立修道小学校	61名	2年生	集団指導
	12月6日(金)	伊勢市立早修小学校	16名	4年生	集団指導
	12月17日(月)	玉城町立外城田小学校	42名	4年生	集団指導
	1月11日(金)	玉城町立田丸小学校	50名	4年生	集団指導
尾鷲・ 南紀	10月25日(木)	尾鷲市立矢浜小学校	17名	5年生	集団指導
	11月22日(木)	尾鷲市立向井小学校	13名	3～6年生	集団指導

実施者：監督 歯科医師（学校歯科医など）

支部の整理：三重県歯科衛生士会に準ずる

担当 歯科衛生士

2 6歳臼歯保護育成教育ツール「6さいきゅう歯観察カード」の作成・配付

対象者 小学校1年生 約15,600名

配付先 県内の小学校・特別支援学校

内容

- ・6歳臼歯の重要性
- ・6歳臼歯のみがき方

3 喫煙予防リーフレット「喫煙と口腔の健康について」の作成・配付

対象者 高等学校1年生 約13,000名

配付先 県内全高等学校
内容
・喫煙が歯と口腔の健康や全身の健康に及ぼす影響
・受動喫煙

4 フッ化物洗口推進事業（再掲）

（1）フッ化物応用研修会

開催日 平成31年2月14日（木）
場所 三重県歯科医師会館
内容 「フッ化物のことどれくらいしったある？」
朝日大学教授
朝日大学歯科衛生士専門学校 校長 磯崎 篤則 氏
参加人数 125名（歯科医師、歯科衛生士、保育・教育関係者、行政関係者）

5 要保護児に対する歯科健診・歯科保健指導（再掲）

開催日 各所 年間10回／毎月第3木曜日（6月～翌年3月）
場所 北勢児童相談所・中勢児童相談所
対象者 北勢児童相談所・中勢児童相談所一時保護所の入所児
内容
・口腔内診査
・生活習慣アンケート調査と入所状況の把握
・歯科保健指導

6 学校歯科保健先進地情報交換の研修

開催日 平成31年1月17日（木）
場所 岐阜県美濃加茂市立山手小学校
内容
・保健活動紹介
　　養護教諭 稲垣 章子 氏
・歯科保健講演
　　朝日大学教授
　　朝日大学歯科衛生士専門学校 校長 磯崎 篤則 氏
・学校内見学（歯みがき、フッ化物洗口の様子）
参加人数 36名（学校関係者・教育委員会、行政関係者、歯科関係者）

《 成 果 》

子ども達が自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上するよう、小学校17校、中学校8校において、むし歯や歯肉炎予防に関する歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、年齢に応じた歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及を図りました。

永久歯の奥歯（6歳臼歯）をむし歯から守る重要性とその知識が普及するよう、県内

小学校1年生に6歳臼歯保護育成教育ツールを配布し、児童と保護者へ啓発を行いました。

生涯を通して喫煙習慣を持つことがないよう、県内高等学校1年生に喫煙防止リーフレットを配布し、生徒と保護者へ啓発を行いました。

年齢に応じたフッ化物の利用が推進するよう、保育・教育関係者や歯科医療関係者等を対象としたフッ化物の正しい知識や、具体的な応用方法の一つであるフッ化物洗口についての研修会を開催し、フッ化物の利用に関する知識の普及を図りました。

幼稚園、認定こども園、保育所において実施されているフッ化物洗口の取組が、小学校でも継続して実施されるよう、県教育委員会と連携して、会議や市町訪問時にフッ化物洗口の取組について説明や研修を行うなど関係者の理解を求めました。

歯科治療が困難になりやすい児童相談所一時保護所の入所児の歯と口腔の健全な発育につながるよう、児童相談所2か所において口腔内診査及び歯科保健指導を実施し、入所者の歯と口腔の健康づくりの意識の向上を図りました。

本県における学校歯科保健活動がより一層推進するよう、岐阜県の小学校において学校歯科保健先進地情報交換研修を実施し、学校歯科保健活動の紹介やフッ化物洗口が実施されている様子の見学後に、情報交換を行いました。

《 今後の方向性 》

子ども達が自律的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上するよう、児童生徒を対象に歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

年齢に応じた歯科保健の知識が普及するよう、6歳臼歯保護育成教育ツール及び喫煙防止リーフレットを配布します。

永久歯のむし歯予防のため、4歳から14歳までの期間に継続的に集団でのフッ化物洗口を実施する施設が拡大するよう、モデル施設におけるフッ化物洗口が小学校でも実施されるよう関係者へ働きかけます。併せて、フッ化物の利用に関する正しい知識の普及を図るための研修を行います。また、市町における集団でのフッ化物洗口によるむし歯予防の取組が促進されるよう、実施を検討している地域へ関係機関・団体等と連携して専門的助言や技術的支援を行います。

児童相談所一時保護所の入所児の歯と口腔の健全な発育のため、口腔内診査及び歯科保健指導を実施します。

ウ 青・壮年期

達成状況 : 達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	—
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	15市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	—
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	—
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	—
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	—
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	—
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	—
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	—	90.0%	—
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	19社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	26市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	19市町	23市町	○
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	—	65.0%	—
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	—	54.0%	—
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	—	57.3%	—
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	—	86.7%	—
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	—	75.0%	—
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	144機関	155機関	○
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	360人	500人	○

《 現状と課題 》

生涯を通じて歯と口腔の健康を保持・増進するためには、青・壮年期においても規則正しい生活習慣を送ることや、食後の歯みがき習慣等による歯と口腔の健康づくりに継続的に取り組むことが重要です。特に、歯周病の予防及び歯の喪失防止に取り組むことが必要です。そのためには、むし歯や歯周病治療のための歯科受診だけでなく、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣が望まれます。

妊婦歯科健康診査は、15市町において実施されています。妊娠中は体調や生活習慣等の変化により、むし歯や歯周病にかかりやすくなることから、市町における妊婦歯科健康診査や妊婦歯科保健指導の充実が望まれます。

歯周病検診は、26市町において実施されています。歯を喪失する原因の一つである歯周病の重症化を防ぐには早期発見・早期治療が必要であることから、市町における歯周病検診の充実が望まれます。

糖尿病と歯周病は相互に関係し、重症化の要因となることから、糖尿病と歯周病との関係についての知識の普及を図ることが必要です。

《 平成30年度の取組 》

1 妊婦への歯科口腔保健指導リーフレット「母と子の歯っぴいライフ」の作成・配布(再掲)

対象者 妊婦

配布方法
・母子健康手帳交付時に配付（全市町）
・県歯科衛生士会が実施するマタニティ教室での活用等

内容
・産前産後の母子の歯科保健
・妊婦歯科健診の受診勧奨

2 妊婦への歯科保健指導（28回）（再掲）

場所 県立総合医療センター、四日市レディースクリニック、
ヤナセクリニック

内容
・産前産後の母子の歯科保健
・妊婦歯科健診の受診勧奨
・歯みがき指導

（県立総合医療センター：10回）

開催日 毎月第1火曜日（5月～8月、10月～翌年3月）

対象者数 75名（妊婦）

（四日市レディースクリニック：6回）

開催日 毎月第3月曜日（5月、8月、10月、1月～3月）

対象者数 55名（妊婦）

（ヤナセクリニック：12回）

開催日 毎月第2金曜日（4月～翌年3月）

対象者数 69名（妊婦）

3 妊婦歯科健診啓発リーフレット及びポスター「妊婦歯科健診を受けましょう」の作成・配布（再掲）

配付先 医師会、産婦人科医会、産婦人科医会会員医療機関、妊婦、
歯科医院、市町

配付部数 リーフレット：15,000部、ポスター：1,000部

4 成人への歯と健康に関する講話・歯科健診

開催日 平成30年5月24日(木)
場所 三重県警察学校
内容 講演「歯と健康について」、歯科健診
三重県歯科医師会理事 伊藤 法彦 氏
対象者数 110名(学生、教員)

5 成人への歯科保健指導

(1) 三重県歯科医師会(5回)

場所 鈴鹿警察署、四日市警察署、津南警察署、桑名警察署、
三重県警察本部
内容 講演「歯と健康について」 三重県歯科医師会理事
・歯周病と全身疾患の関連
・歯周病の予防と治療

〈鈴鹿警察署〉

開催日 平成30年6月27日(水)
対象者数 40名(警察署職員)

〈四日市南警察署〉

開催日 平成30年7月26日(木)
対象者数 60名(警察署職員)

〈津南警察署〉

開催日 平成30年8月28日(火)
対象者数 40名(警察署職員)

〈桑名警察署〉

開催日 平成30年10月25日(木)
対象者数 40名(警察署職員)

〈三重県警察本部〉

開催日 平成31年2月7日(木)
対象者数 50名(警察署職員)

(2) 三重県歯科衛生士会(39回)

支部	実施日	場所	対象者数	方法
桑員	4月15日(日)	寺町商店街	7名	個別歯科相談
	5月20日(日)		19名	
	6月17日(日)		4名	

桑員	10月21日(日)	寺町商店街	6名	個別歯科相談
	11月18日(日)		10名	
	12月16日(日)		10名	
	2月16日(日)	いなべ東員医療・介護フェア	60名	個別歯科相談
鈴鹿・亀山	11月2日(金)	四日市工業高校	30名	集団指導
津	9月7日(金)	観音寺保育園(保護者)	65名	集団指導
名張・伊賀	9月12日(水)	名張市総合福祉センターふれあい	8名	個別歯科相談
	10月17日(水)		12名	
	11月24日(水)		38名	
	12月7日(金)		24名	
	2月18日(月)		20名	
	11月23日(金祝)	名張市美旗市民センター	59名	個別歯科相談
	1月10日(木)	ハイтопピア伊賀	6名	個別歯科相談
	2月7日(木)		8名	
	3月7日(木)		2名	
松阪	5月19日(土)	ペルタウン	19名	個別歯科相談
	7月21日(土)		23名	
	9月15日(土)		49名	
	11月17日(土)		35名	
	3月16日(土)		16名	
	6月9日(土)	ペルファーム	13名	個別歯科相談
	8月11日(土)		12名	
	10月13日(土)		9名	
	6月8日(金)	J A松阪ふれあいの里 つじわら	26名	集団指導
	7月1日(日)	みえこどもの城	72名	仕事体験
	8月2日(木)	松阪中央病院 糖尿病教室	25名	集団指導
	11月29日(木)		12名	
	9月23日(日)	お元気クラブかすが	12名	集団指導

松阪	11月11日(日)	多気町民会館 おいないまつり	70名	集団指導
伊勢・度会	11月18日(日)	ハートプラザ御園	477名	個別歯科相談
尾鷲・南紀	5月27日(日)	熊野市記念とおり いこらい市	52名	個別歯科相談
	7月22日(日)		20名	
	10月28日(日)		24名	
	11月25日(日)		21名	
	2月24日(日)		17名	
	3月24日(日)		49名	

支部の整理：三重県歯科衛生士会に準ずる

6 糖尿病と歯周病の関連調査

対象者 健康保険組合連合会三重連合会所属の健康保険組合の被保険者・被扶養者のうち、特定健診より抽出した糖尿病、糖尿病予備群及び糖尿病要注意群の者（7,437名）

内容 歯周病治療による糖尿病（HbA1c値、空腹時血糖値）の改善効果

・来院型における歯科健診を実施

（問診票による糖尿病、歯周病及び生活習慣に関すること等の聴取）

（歯科健診票による歯、歯肉の状態、口腔衛生状況等の診査）

・歯科保健指導を実施

・保険組合を通じて歯科健診受診勧奨、啓発チラシ・リーフレット「からだの健康は歯と歯ぐきから」の配付

※自己負担金なし

期間 平成30年度～令和2年度（令和元年・令和2年度は追跡調査）

※受診期間は、毎年、8月1日～9月30日

受診者数 935名（受診率 12.6%）

7 みえ8020運動推進員登録システム運営

対象 県内に在住する地域歯科保健活動に参加意志のある歯科衛生士

内容 ・歯科衛生士の経歴、活動状況の把握

・研修会の案内

・事業への参画

・みえ8020運動推進員案内パンフレットの作成・配布

（高齢者施設、障がい者施設等への配布）

《 成 果 》

生まれてくる子どもと妊娠中や出産後の母親の歯科保健が推進するよう、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットの配付や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、妊婦や子どもの歯科保健について啓発を行いました。

継続的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上するよう、成人を対象とした歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育及び歯科健診を実施し、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣の重要性や生活習慣の見直しについて啓発を行いました。

歯周病治療によるHbA1c値及び空腹時血糖値の改善効果について検証するため、糖尿病患者、糖尿病予備群及び糖尿病要注意群と診断された者を対象とした来院型における歯科健診及び歯科保健指導を実施する、糖尿病と歯周病の関連調査を行いました。

《 今後の方向性 》

生まれてくる子どものために、妊婦への歯科保健の啓発や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

歯周病の予防及び歯の喪失防止につながるよう、成人を対象とした歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育及び歯科健診を実施します。

糖尿病と歯周病の関連調査の期間を平成30年度から令和2年度としていることから、令和元年、令和2年度は追跡調査を実施します。

工 高齢期

達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	—
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	—	70.0%	—
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	19市町	29市町	△

《 現状と課題 》

生涯を通じて歯と口腔の健康を保持・増進するためには、高齢期においても規則正しい生活習慣を送ることや、食後の歯みがき習慣等による歯と口腔の健康づくりに継続的に取り組むことが重要です。特に、介護予防を目的とした口腔機能向上に関する取組が必要です。そのためには、むし歯や歯周病治療のための歯科受診だけでなく、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣が望されます。

介護が必要な高齢者の口腔機能の向上は、誤嚥性肺炎や低栄養の予防などの全身状態の改善につながることから、口腔機能向上の取組として機能訓練等を含む口腔ケアの重要性について啓発を行うことが必要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 地域包括ケア歯科医療従事者養成講座

開催日 平成 30 年 4 月 15 日 (日)

場所 三重県歯科医師会館

内容 「高齢者の食べる支援と誤嚥性肺炎対策」

愛知医科大学病院緩和ケアセンター 前田 圭介 氏

参加人数 187 名 (歯科医師、歯科衛生士、介護職、栄養士・管理栄養士、行政職、看護師、その他)

2 口腔機能向上推進事業

高齢者施設等での口腔ケアモデル事業 (7 施設)

地区	1回目実施	2回目実施	施設名	対象者数	義歯清掃対象者数
桑名	11月 29 日 (木)	12月 20 日 (木)	桑名市南部地域包括支援センター	17 名	
四日市	11月 8 日 (木)	12月 20 日 (木)	社会福祉法人 川越町社会福祉協議会	15 名	
四日市	11月 1 日 (木)	12月 6 日 (木)	特別養護老人ホーム さくらスマイル	20 名	
津	10月 25 日 (木)	12月 6 日 (木)	介護老人保健施設 万葉の里	18 名	15 名
松阪 地区	10月 11 日 (木)	11月 8 日 (木)	社会福祉法人明合之里会 大台町介護老人保健施設みやがわ	20 名	16 名

伊勢 地区	10月11日(木)	11月8日(木)	集いの場・みやがわ	18名	8名
伊賀	11月29日(木)	1月17日(木)	特別養護老人ホーム ゆめが丘鶴寿園 デイサービス	20名	17名

地区的整理:都市歯科医師会に準ずる

4 成人への歯科保健指導

三重県歯科衛生士会(39回)(再掲)

支部	実施日	場所	対象者数	方法
桑員	4月15日(日)	寺町商店街	7名	個別歯科相談
	5月20日(日)		19名	
	6月17日(日)		4名	
	10月21日(日)		6名	
	11月18日(日)		10名	
	12月16日(日)		10名	
	2月16日(土)		60名	
鈴鹿・ 亀山	11月2日(金)	四日市工業高校	30名	集団指導
津	9月7日(金)	観音寺保育園(保護者)	65名	集団指導
名張・ 伊賀	9月12日(水)	名張市総合福祉センターふれあい	8名	個別歯科相談
	10月17日(水)		12名	
	11月24日(土)		38名	
	12月7日(金)		24名	
	2月18日(月)		20名	
	11月23日(金祝)		59名	
	1月10日(木)		6名	
松阪	2月7日(木)	ハイтопピア伊賀	8名	個別歯科相談
	3月7日(木)		2名	
	5月19日(土)		19名	
	7月21日(土)	ベルタウン	23名	個別歯科相談
	9月15日(土)		49名	

松阪	11月17日(土)	ベルタウン	35名	個別歯科相談
	3月16日(土)		16名	
	6月9日(土)	ベルファーム	13名	個別歯科相談
	8月11日(土)		12名	
	10月13日(土)		9名	
	6月8日(金)	J A松阪ふれあいの里 つじわら	26名	集団指導
	7月1日(日)	みえこどもの城	72名	仕事体験
	8月2日(木)	松阪中央病院 糖尿病教室	25名	集団指導
	11月29日(木)		12名	
	9月23日(日)	お元気クラブかすが	12名	集団指導
	11月11日(日)	多気町民会館 おいないまつり	70名	集団指導
伊勢・度会	11月18日(日)	ハートプラザ御園	477名	個別歯科相談
尾鷲・南紀	5月27日(日)	熊野市記念とおり いこらい市	52名	個別歯科相談
	7月22日(日)		20名	
	10月28日(日)		24名	
	11月25日(日)		21名	
	2月24日(日)		17名	
	3月24日(日)		49名	

支部の整理：三重県歯科衛生士会に準ずる

3 口腔ケアの普及啓発に関する研修会（7回） 支部の整理：三重県歯科衛生士会に準ずる (四日市支部)

開催日 平成31年2月8日(金)
場所 すこやかディサービス
内容 通所介護における「口腔ケア」について
参加人数 10名(施設職員)

〈鈴鹿・亀山支部〉

開催日 平成31年2月7日(木)
場所 鈴鹿文化会館
内容 鈴鹿地域包括多職種連携勉強会「看取り」
参加人数 175名(介護支援専門員、施設職員他)

〈津支部〉

開催日 平成 30 年 9 月 5 日 (水)
場所 明合の里
内容 「口腔ケアと義歯について」
参加人数 18 名 (施設職員)

〈松阪支部〉

開催日 平成 30 年 7 月 20 日 (金)
場所 松阪地区医師会館
内容 「口腔ケア介入から見えた病院と在宅の違い」
参加人数 102 名 (介護支援専門員、施設職員、三師会、訪問看護師)

〈伊勢・度会支部〉

第1回

開催日 平成 30 年 4 月 5 日 (木)
場所 伊勢慶友病院
内容 「口腔ケアについて」
参加人数 22 名 (施設職員)

第2回

開催日 平成 31 年 1 月 31 日 (木)
場所 伊勢メディケアセンター ひかりの橋
内容 「口腔ケアについて」
参加人数 46 名 (施設職員)

〈尾鷲・南紀支部〉

開催日 平成 30 年 8 月 22 日 (水)
場所 ディサービスセンター ゆりかご
内容 「口腔ケアと嚥下について」
参加人数 18 名 (施設職員)

《 成 果 》

口腔機能の低下がみられる高齢者への歯科治療や口腔ケアが安全かつ効果的に行われるよう、歯科医師、歯科衛生士を対象とした研修を実施し、知識および技術の向上を図りました。

高齢者施設等での歯科保健対策が推進するよう、モデル施設 8 か所において口腔ケアを実施しました。利用者への口腔ケアを行う際、本人及び施設職員等に対して歯科保健指導を行うとともに、県歯科技工士会の協力のもと 4 か所においては義歯の清掃を行い、

継続的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識の向上を図りました。

継続的に歯と口腔の健康づくりに取り組む意識が向上するよう、高齢者を含めた成人を対象とした歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育及び歯科健診を実施し、かかりつけ歯科医を持ち定期的に歯科へ受診する習慣の重要性や生活習慣の見直しについて啓発を行いました。

介護が必要な高齢者等に対する口腔ケアが安全かつ効果的に実施されるよう、医療、介護関係者を対象とした研修を実施し、知識の普及を図りました。

《 今後の方向性 》

口腔機能が低下している高齢者の歯科受診時の対応に関する知識や技術の普及を図るため、研修を実施します。

適切な口腔ケアが日常的に行われるよう、モデル施設において口腔ケアや義歯清掃を実施します。

口腔機能訓練を含む口腔ケアに取り組む意識が向上するよう、高齢者を含めた成人を対象とした歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

医療、介護関係者が行う口腔ケアの知識が普及するよう研修を実施します。

(2) 障がい児（者）への対策

達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	5.2%	6.8%	○
36	研修等に参加しているみえ歯一トネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	76人	90人	○

《 現状と課題 》

歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合は 5.2% と改善傾向にあります。治療に結びつける働きかけとともに、生徒が社会に出た後の歯と口腔の自己管理の確立に向けた支援が必要です。

障がい児（者）が地域で安心して定期的に歯科受診ができるよう、県、県歯科医師会、障がい者支援団体の三者で、障がい児（者）歯科ネットワーク「みえ歯一トネット」を運営しています。みえ歯一トネットに協力する歯科医療機関を「協力歯科医院」として、他の協力歯科医院や三重県障害者歯科センターと連携した歯科医療を提供しています。

障がいに対する歯科医療関係者の理解が深まり、障がい児（者）の歯科受診時の受け入れ体制の充実が望されます。

一般の歯科医療機関では受け入れが困難な障がい児（者）への歯科診療については、三重県障害者歯科センターにおいて年間 90 日間の歯科診療を行っています。

《 平成 30 年度の取組 》

1 「みえ歯一トネット」運営協議会

開催日 平成 30 年 5 月 17 日（木）

場所 三重県歯科医師会館

内容 ・運営状況について

- ・障がい児（者）福祉施設等における歯科保健指導について
- ・みえ歯一トネット研修会について
- ・県民への周知方法について

出席者 15 名（障がい者支援団体、歯科医師会、歯科衛生士会、県行政等）

2 みえ歯一トネット事業

協力歯科医院 113 か所（郡市歯科医師会別：桑員 13、四日市 22、鈴鹿 8、亀山 1、津 18、松阪地区 12、伊勢地区 17、鳥羽志摩 5、尾鷲 2、南紀 5、伊賀 10）

3 みえ歯一トネット協力歯科医院名簿及びみえ歯一トネット周知チラシの作成・配布

配付先 市町、障がい者福祉施設、難病支援センター、幼稚園・認定こども園・保育所、学校、歯科医院

配付部数 名簿：3,200部、チラシ：6,600部

4 みえ歯一トネット研修会

開催日 平成31年2月28日(木)

場所 三重県歯科医師会館

内容 「愛知県心身障害者コロニー中央病院歯科の現状
～小児・障害者の摂食嚥下障害を中心に～」

愛知県心身障害者コロニー中央病院歯科医長 加藤 篤 氏
「食べること」を通じて保護者・多職種とのかかわりを考える

愛知県心身障害者コロニー中央病院

嘱託歯科衛生士 田中 恵 氏

「聾学校における歯と口の健康づくり」

三重県立聾学校 養護教諭 山中 千聰 氏

参加人数 103名(歯科医師、歯科衛生士、障がい者支援団体・ボランティア
団体・介護・福祉施設職員、保育・教育関係者、行政等)

5 障がい児(者)施設等での歯科保健指導(15か所)

地区	施設名	指導日	内容	対象者数
津	放課後等デイサービスほし	11月1日(木)	講話・歯みがき指導	利用者13名 保護者2名 職員8名
四日市	社会福祉法人あいプロジェクト	11月15日(木)	講話・歯みがき指導	通所者28名 職員12名
四日市	こたつスマイルクラブ	10月3日(水)	講話・歯みがき指導	利用者8名 職員4名
伊賀	放課後等デイサービスささゆり	11月22日(木)	講話・歯みがき指導	通所者11名 保護者2名
鈴鹿	エンジョイキッズ	12月20日(木)	講話・歯みがき指導	利用者10名 保護者5名 職員6名
津	寺子屋オレンジキッズ	12月20日(木)	講話・歯みがき指導	利用者14名 保護者6名 職員7名
松阪	済生会明和病院なでしこ	12月6日(木)	歯みがき指導	障がい者6名 職員20名
松阪	ベルカレッジ	12月27日(木)	講話	利用者7名 保護者5名 職員7名
鈴鹿	三重県立杉の子特別支援学校	11月1日(木)	講話・歯みがき指導	小学部28名 中学部30名
鈴鹿	三重県立杉の子特別支援学校 石薬師分校	11月15日(木)	講話・歯みがき指導	生徒26名 教職員10名
松阪	三重県立松阪あゆみ特別支援学校	10月4日(木)	講話・歯みがき指導	中学部13名 教職員9名

津	三重県立稲葉特別支援学校	10月18日(木)	歯みがき指導	児童生徒32名 教職員16名
四日市	三重県立特別支援学校 西日野にじ学園	11月8日(木)	講話・歯みがき指導	高等部42名 教職員16名
津	三重県立城山特別支援学校	11月29日(木)	歯みがき指導	中学部19名
津	三重県立聾学校	10月4日(木)	歯みがき指導	小学部27名 中学部12名 高等部23名

地区の整理:郡市歯科医師会に準ずる

6 障害者歯科センター診療

施 設 三重県歯科医師会障害者歯科センター
 対 象 者 一般歯科診療所での受診が困難な障がい児(者)
 診療日数 年間90日(水曜日、木曜日、日曜日)
 患 者 数 延べ1,943名

7 障害者歯科センター推進連絡協議会

開 催 日 平成31年3月14日(木)
 場 所 三重県歯科医師会館
 内 容 三重県障害者歯科センター運営について
 ・実績報告
 ・ヒヤリハット報告
 ・次年度以降の事業方針検討等
 出 席 者 8名(歯科医師会、三重大学大学院医学系研究科、県行政等)

《 成 果 》

みえ歯ートネットを活用した地域での歯科受診につながるよう、関係機関・団体等へみえ歯ートネットの協力歯科医院名簿及び案内チラシを配布するなどして周知しました。

障がい児(者)への歯科治療や口腔ケアが安全に行われるとともに、障がいに対する理解が深まり歯科受診時の受け入れ体制が充実するよう、歯科医師、歯科衛生士、障がい児(者)福祉関係者、教育関係者等を対象に研修を実施し、知識の普及を図りました。

歯科疾患予防を目的とした歯と口腔の健康づくりの自己管理につながるよう、障がい児(者)福祉施設15か所において、施設利用者やその家族、施設職員を対象に、歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、個別に歯と口腔の健康づくりに関する知識の普及を図りました。

三重県障害者歯科センターにおいて、延べ患者1,943名の歯科診療を行いました。

《 今後の方向性 》

地域で歯科受診ができるよう、みえ歯一トネットの運営を行います。また、みえ歯一トネットの協力歯科医院名簿及び案内チラシを配布します。

みえ歯一トネットへの協力が得られるよう、歯科医療関係者に働きかけるとともに、研修を実施します。

三重県障害者歯科センターにおいて歯科診療を行います。

周囲の支援も含めた歯と口腔の自己管理が定着するよう、歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

(3) 医科歯科連携による疾病対策

達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
37	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	280人	318人	○
38	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	152人	193人	○

《 現状と課題 》

がんの治療に際して発生する副作用・合併症の予防や軽減を図り、がんの治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質の向上をめざすことを目的に、「がん患者医科歯科連携協定」に基づき、県内のがん診療連携拠点病院等と地域の歯科医療機関との連携を図っています。また、がん患者への歯科治療や口腔ケアについての知識の普及を図っています。

歯周疾患と糖尿病は相互に関係し、重症化の要因となります。このため、糖尿病治療を実施する医療機関と、糖尿病患者の歯周疾患予防および治療を実施する歯科医療機関との連携が必要です。

骨粗しょう症患者が服用している薬剤は、外科的処置を伴う歯科治療を行う場合あごの骨に影響を及ぼすことがあります。薬剤投与前に必要な歯科治療を済ませることが望ましいことから、薬剤投与前から診療情報提供を行うなど医科との連携が必要です。

抗血小板剤や抗凝固剤等の薬剤を服用している場合は、外科的処置を伴う歯科治療を行う際に、処置時や処置後の出血に影響を及ぼすことがあることから、医科と連携しながら歯科治療を進めることができます。

妊婦は、体調や生活習慣の変化により、むし歯や歯周疾患にかかりやすくなるため、歯科健康診査や歯科保健指導、定期的な歯科受診の重要性について広く啓発を行うことが必要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 医科歯科連携推進会議の開催

(1) 三重県がん診療連携協議会第3回「医科歯科連携推進部会」

開 催 日 平成 30 年 7 月 1 日 (日)

場 所 三重県歯科医師会館

内 容 ・ 地域口腔ケアステーション設置の進捗状況について

・ 全国の医科・歯科連携の状況について（日歯による調査から）

・ 地域口腔ケアステーションの活用事例について

・ 診療情報提供文書について

出 席 者 29 名 (三重県がん診療連携協議会参画病院の医師・歯科医師、

県歯科医師会、県行政)

(2) 三重県医師会・三重県歯科医師会打合せ会

開催日 第1回 平成30年5月10日(木)
第2回 平成30年8月16日(木)

場所 三重県医師会館

内容

- ・B P製剤・抗血栓治療法患者等の情報提供文書について
- ・早産や低体重児出産に対する対策について
- ・第2回医科・歯科合同研修会の開催について

出席者 第1回 16名(県医師会役員、県歯科医師会役員)
第2回 13名(県医師会役員、県歯科医師会役員)

(3) 医科歯科連携事業検討会

開催日 第1回 平成30年4月26日(木)
第2回 平成30年10月16日(火)

場所 三重大学医学部附属病院

内容

- ・三重県医科歯科連携推進人材養成事業医科歯科連携推進人材養成研修会について
- ・第3回医科歯科連携部会について

出席者 第1回 6名(三重大がんセンター長、三重大口腔外科教授、伊勢日赤口腔外科部長、県歯科医師会役員)
第2回 6名(三重大がんセンター長、三重大口腔外科教授、伊勢日赤口腔外科部長、県歯科医師会役員)

2 医療連携研修会の開催

第6回全国共通がん医科歯科連携講習会

開催日 平成30年12月16日(日)

場所 三重県歯科医師会館

内容

- ・手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア
- ・手術後がん化学療法を受けている患者を対象とした歯科治療と口腔ケア
- ・終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケア

参加人数 39名(歯科医師、歯科衛生士、医師、薬剤師)

3 がん診療医科歯科連携登録歯科医療機関の公開

(情報更新・データ管理・ホームページ掲載)

内容 がん診療医科歯科連携登録歯科医療機関の名簿更新
がん連携登録歯科医数 280名(平成31年3月末時点)
連携I(手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケア) 280名
連携II(手術後がん化学療法等を受けている患者を対象とした歯科治療と口腔ケア) 259名

連携Ⅲ（終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケア）
152名

4 医科・歯科合同研修会

開催日 平成30年11月18日（日）
場所 三重県歯科医師会館
内容 「口腔と全身との関わり
～全身疾患のリスクファクターとしての歯周病～」
東京医科歯科大学 名誉教授 和泉 雄一 氏
参加人数 181名（医師、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師）

5 医科歯科連携推進人材養成研修会

第7回薬剤関連顆骨壊死のマネージメント

開催日 平成30年7月1日（日）
場所 三重県歯科医師会館
内容 〈一般演題〉
「ビスフォスフォネート製剤について」
三重大学医学部附属病院
薬剤部／医療安全管理部 水谷 栄梨 氏
「三重中央医療センターにおける薬剤関連顆骨壊死の管理
について」
三重中央医療センター歯科口腔外科
歯科衛生士 鋤崎 文子 氏
〈教育講演〉
「薬剤関連顆骨壊死 わかっていること、わからないこと」
三重大学大学院医学系研究科口腔・顎顔面外科学
教授 新井 直也 氏
〈特別講演〉
「骨粗鬆症診療の重要性と留意点について」
三重大学大学院医学系研究科運動器外科学・腫瘍集学的治療学
教授 須藤 啓広 氏
参加人数 156名（医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等）

第8回多職種連携の現状と今後の課題

開催日 平成31年1月27日（日）
場所 三重県歯科医師会館
内容 〈一般演題〉
「医科歯科連携において歯科衛生士のできること」
～多職種連携と同職種連携～

三重県歯科衛生士会 松阪支部 近田 紀子 氏
〈特別講演①〉

「急性期病院における多職種連携の現状と課題」

伊勢赤十字病院 院長 楠田 司 氏

〈特別講演②〉

「足利赤十字病院における歯科医療連携について」

足利赤十字病院 院長 小松本 悟 氏

参加人数 84名（医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士等）

6 病院歯科における口腔ケア実践研修会

〈藤田医科大学七栗記念病院歯科〉

開催日 第1回 平成30年10月11日（木）

第2回 平成30年10月25日（木）

場所 藤田医科大学七栗記念病院歯科

内容

- ・摂食・嚥下障害患者に対する嚥下訓練見学
- ・回復期における嚥下内視
- ・鏡回診の見学及び実習

藤田医科大学七栗記念病院歯科 金森 大輔 氏

参加人数 6名（歯科医師、歯科衛生士）

〈社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院〉

開催日 平成30年10月12日（金）

場所 社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院

内容

- ・脳外科病棟における嚥下回診の見学
- ・症例によっては嚥下内視鏡の見学
- ・脳外科・内科病棟における口腔ケアの見学等

社会福祉法人恩賜財団済生会松阪総合病院歯科口腔外科

部長 大倉 正也 氏

参加人数 3名（歯科医師、歯科衛生士）

7 糖尿病と歯周病の関連調査（再掲）

対象者 健康保険組合連合会三重連合会所属の健康保険組合の被保険者・被扶養者のうち、特定健診より抽出した糖尿病、糖尿病予備群及び糖尿病要注意群の者（7,437名）

内容 歯周病治療による糖尿病（HbA1c値、空腹時血糖値）の改善効果

- ・来院型における歯科健診を実施

（問診票による糖尿病、歯周病及び生活習慣に関する事等の聴取）

（歯科健診票による歯、歯肉の状態、口腔衛生状況等の診査）

- ・歯科保健指導を実施
- ・保険組合を通じて歯科健診受診勧奨、啓発チラシ・リーフレット「からだの健康は歯と歯ぐきから」の配付

※自己負担金なし

期 間 平成 30 年度～令和 2 年度（令和元年・令和 2 年度は追跡調査）

※受診期間は、毎年、8月 1 日～9月 30 日

受診者数 935 名（12.6%）

8 ビスフォスフォネート製剤・抗血栓治療法患者等の診療情報提供書の作成

- 内 容
- ・医科から歯科への紹介用
 - ・歯科から医科への紹介用
 - ・歯科からの照会状

活用方法 ホームページ掲載

9 妊婦への歯科口腔保健指導リーフレット「母と子の歯っぴいライフ」の作成・配布 (再掲)

対 象 者 妊婦

- 配布方法
- ・母子健康手帳交付時に配付（全市町）
 - ・県歯科衛生士会が実施するマタニティ教室での活用等

- 内 容
- ・産前産後の母子の歯科保健
 - ・妊娠歯科健診の受診勧奨

10 妊婦への歯科保健指導（28回）（再掲）

場 所 県立総合医療センター、四日市レディースクリニック、
ヤナセクリニック

- 内 容
- ・産前産後の母子の歯科保健
 - ・妊娠歯科健診の受診勧奨
 - ・歯みがき指導

（県立総合医療センター：10回）

開 催 日 毎月第1火曜日（5月～8月、10月～翌年3月）

対象者数 75名（妊娠）

（四日市レディースクリニック：6回）

開 催 日 毎月第3月曜日（5月、8月、10月、1月～3月）

対象者数 55名（妊娠）

（ヤナセクリニック：12回）

開 催 日 毎月第2金曜日（4月～翌年3月）

対象者数 69名（妊娠）

11. 妊婦歯科健診啓発リーフレット及びポスター「妊婦歯科健診を受けましょう」の作成・配布（再掲）

配付先 医師会、産婦人科医会、産婦人科医会会員医療機関、妊婦、歯科医院、市町

配付部数 リーフレット：15,000部、ポスター：1,000部

《 成 果 》

周術期等患者の療養生活の質の向上を図るため、チーム医療に携わる関係者を対象とした各種研修を実施し、多職種が協働する中での歯科の役割や症例に応じた歯科治療・口腔ケア等の知識の普及及び技術の向上を図りました。

歯周病治療によるHbA1c値及び空腹時血糖値の改善効果について、糖尿病患者、糖尿病予備群及び糖尿病要注意群と診断された者を対象とした来院型における歯科健診及び歯科保健指導実施する、糖尿病と歯周病の関連調査を行いました。

骨粗しょう症患者や抗血小板剤・抗凝固剤を服用している患者の歯科治療が安全に行われるよう、県医師会と県歯科医師会が連携して診療情報提供書を作成・活用し、患者の病態や服用している薬剤の正確な情報の共有を図りました。

生まれてくる子どもと妊娠中や出産後の母親の歯科保健が推進するよう、妊婦を対象とした歯科保健リーフレットの配付や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施し、妊婦や子どもの歯科保健について啓発を行いました。

《 今後の方向性 》

周術期等患者の療養生活の質が向上するよう、チーム医療に携わる関係者を対象とした各種研修を実施します。

糖尿病と歯周病の関連調査の期間を平成30年度から令和2年度としていることから、令和元年、令和2年度は追跡調査を実施します。

生まれてくる子どものために、妊婦への歯科保健の啓発や歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

(4) 在宅歯科保健医療における対策

達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	151機関	141機関	○
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	260機関	282機関	○
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	523件	904件	×

《 現状と課題 》

在宅療養支援歯科診療所数は 151 機関、在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関は 260 機関です。

地域の歯科保健医療を推進する拠点として、郡市歯科医師会 11 か所に地域口腔ケアステーションを整備しています。地域口腔ケアステーションでは、調整役として配置されているサポートマネージャーを中心に地域の医療、介護関係者との連携を図り、在宅において効果的な歯科保健医療サービスを提供する体制整備を進めているところです。地域口腔ケアステーションにおける連携件数は 523 件でした。

歯科通院が困難な住民が、地域で継続して定期的に歯科受診ができるよう、地域包括支援センターや医療機関等に対して地域口腔ケアステーションを周知し、連携体制を構築することが必要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 地域包括ケアシステム構築会議

(1) 三重県三師会幹事会

開催日 平成 30 年 9 月 27 日 (木)

場所 三重県歯科医師会館

内容 多職種連携の中の医科を中心とした様々な連携について

出席者 18 名 (三重県医師会役員、三重県歯科医師会役員、
三重県薬剤師会役員等)

(2) 地域口腔ケアステーション運営連絡協議会

開催日 平成 30 年 12 月 20 日 (木)

場所 三重県歯科医師会館

内容 ・事例報告 (四日市・鈴鹿・松阪地域口腔ケアステーション)
・各口腔ケアステーションの現状と課題について

出席者 26 名 (各地域口腔ケアステーション担当者、サポートマネージャー、
県歯科医師会役員、県行政)

2 地域包括ケアネットワーク調査

口腔ケアステーションに関するアンケート調査

対 象 郡市歯科医師会

内 容 • サポートマネージャーの配置状況調査

• 地域口腔ケアステーションにおける連携件数及び連携内容

• 在宅歯科医療実施歯科診療所数

3 地域口腔ケアステーション連携推進ネットワーク会議（6か所：12回）

〈桑員歯科医師会〉

開 催 日 平成 30 年 5 月 17 日（木）

場 所 ラ・メゾン・デ・アンボワーズ

内 容 • 桑名市口腔機能向上事業について

• 摂嚥下研修会について

参加人数 13 名（桑員歯科医師会、歯科衛生士会桑名支部、行政（桑名市））

〈鈴鹿歯科医師会〉

第 1 回

開 催 日 平成 30 年 7 月 18 日（水）

場 所 鈴鹿歯科医師会館

内 容 • 口腔ケアステーションの稼働状況

• 鈴鹿中央総合病院緩和ケア病棟での口腔ケアについて

参加人数 6 名（鈴鹿歯科医師会、口腔ケアステーション鈴鹿、
鈴鹿中央総合病院）

第 2 回

開 催 日 平成 31 年 1 月 30 日（水）

場 所 鈴鹿歯科医師会館

内 容 • 口腔ケアステーション事例報告

• 鈴鹿中央総合病院緩和ケア病棟の運営状態

• ケアステーションの新しいパンフレットの作成

参加人数 6 名（鈴鹿歯科医師会、口腔ケアステーション鈴鹿、
鈴鹿中央総合病院）

〈松阪地区歯科医師会〉

第 1 回

開 催 日 平成 30 年 10 月 22 日（月）

場 所 松阪歯科センター

内 容 • 口腔ケアステーションの稼働状況

• 現状と課題（依頼目的の多様化、急性期病院での継続管理、

医療ケア児の依頼の増加、歯科衛生士の教育研修)

- ・行政からの報告

参加人数 9名（松阪地区歯科医師会、口腔ケアステーション、
行政（松阪市））

第2回

開催日 平成31年2月26日（火）

場所 松阪歯科センター

内容

- ・口腔ケアステーションの稼働状況
- ・現状と課題（依頼目的の多様化、急性期病院での継続管理、
医療ケア児の依頼の増加、歯科衛生士の教育研修）

- ・行政からの報告

参加人数 9名（松阪地区歯科医師会、口腔ケアステーション、
行政（松阪市））

〈伊勢地区歯科医師会〉

第1回

開催日 平成30年7月18日（水）

場所 伊勢地区歯科医師会館

内容

- ・口腔ケアステーションのリーフレット作成について
- ・伊勢地区在宅医療介護連携支援センターとの連携について

参加人数 8名（伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部）

第2回

開催日 平成31年2月5日（火）

場所 伊勢地区歯科医師会館

内容

- ・口腔ケアステーションのリーフレット作成
- ・平成30年度後期の振り返り

参加人数 8名（伊勢地区歯科医師会、歯科衛生士会伊勢度会支部）

〈鳥羽志摩歯科医師会〉

第1回

開催日 平成30年8月28日（火）

場所 鳥羽志摩歯科医師会館

内容

- ・サポートマネージャーの活用について
- ・志摩市福祉啓発事業2018イベントにおける高齢者向け歯科保健
ブースの検討

参加人数 6名（鳥羽志摩歯科医師会、口腔ケアステーション、
行政（志摩市）、豊和会理学療法士）

第2回

開催日 平成 30 年 11 月 6 日 (火)
場所 鳥羽志摩歯科医師会館
内容
・志摩市研修会（地域医療と介護）の周知
・口腔ケアステーションの周知と志摩市担当課との連携
・摂食嚥下リハ会議報告
参加人数 8 名（鳥羽志摩歯科医師会、口腔ケアステーション、
行政（志摩市）、豊和会理学療法士、歯科衛生士会志摩支部）

第 3 回

開催日 平成 31 年 1 月 22 日 (火)
場所 鳥羽志摩歯科医師会館
内容
・口腔ケアステーションの現状と活用
・福祉啓発イベントについて
参加人数 7 名（鳥羽志摩歯科医師会、口腔ケアステーション、
行政（志摩市）、豊和会理学療法士、歯科衛生士会志摩支部）

〈伊賀歯科医師会〉

第 1 回

開催日 平成 30 年 6 月 14 日 (木)
場所 伊賀市ゆめポリスセンター
内容
・啓発の可動状況
・施設における口腔ケアの実際
・歯科医師会・歯科衛生士会への要望について
参加人数 12 名（伊賀歯科医師会、名賀医師会・名張在宅医療支援センター、
伊賀市社協、名張市社協、伊賀市地域包括支援センター、
名張市地域包括支援センター、行政（伊賀市、名張市））

第 2 回

開催日 平成 31 年 2 月 7 日 (木)
場所 伊賀市ゆめポリスセンター
内容
・啓発の可動状況
・施設における口腔ケアの実際
参加人数 11 名（伊賀歯科医師会、名賀医師会・名張在宅医療支援センター、
伊賀市社協、名張市社協、伊賀市地域包括支援センター、
名張市地域包括支援センター、行政（伊賀市、名張市））

4 地域口腔ケアステーション連携推進伝達講習会（2か所：3回）

〈四日市歯科医師会〉

第 1 回

開催日 平成 30 年 6 月 14 日 (木)

場 所 四日市歯科医師会館
内 容
・訪問歯科診療申込書の作成について
・在宅歯科診療可能歯科医院リストについて
・大規模災害時の対応マニュアルについて

参加人数 13名（歯科医師、歯科衛生士）

第2回

開催日 平成30年11月8日（木）

場所 四日市歯科医師会館

内 容
・介護者（家族）対象の摂食嚥下講習会の開催準備について
・大規模災害時の対応マニュアル作成について

参加人数 16名（歯科医師、歯科衛生士）

〈伊賀歯科医師会〉

開催日 平成30年7月11日（水）

場所 名張市保健センター

内 容
・今後の取組
・啓発活動
・ステーションの運営について

参加人数 13名（歯科医師）

5 摂食・嚥下機能診断・口腔機能向上実践研修会

開催日 第1日目 平成30年9月16日（日）
第2日目 平成30年9月17日（月・祝）

場所 三重県歯科医師会館

内 容
〈第1日目：座学及び実習〉
「現在の社会が抱える摂食嚥下の問題
地域から見える患者像について」
「摂食嚥下機能に関わる生理解剖と内視鏡について」
藤田医科大学七栗記念病院歯科 金森 大輔 氏
「摂食嚥下の評価・リハビリテーション」
藤田医科大学七栗記念病院 リハビリテーション部
副主任 山路 千明 氏
「救急対応」
藤田医科大学医学部リハビリテーション医学Ⅱ講座
助教 千手 佑樹 氏
「嚥下障害患者の食事の段階と栄養について」
藤田医科大学七栗記念病院医療技術部食養課
副主任 溝口 由佳 氏

「内視鏡の操作基本実習（模型を用いた実習）」

藤田医科大学七栗記念病院歯科 金森 大輔 氏

「内視鏡を用いた相互実習」

藤田医科大学七栗記念病院歯科 金森 大輔 氏

藤田医科大学医学部リハビリテーション医学Ⅱ講座

助教 千手 佑樹 氏

藤田医科大学医学部歯科・口腔外科学講座

助教 岡本 美英子 氏

鬼頭 紀恵 氏

「訪問看護（介護）における嚥下の問題」

～訪問看護（介護）での嚥下障害患者への対応～」

藤田医科大学地域包括ケア中核センター

看護長 松下 寛代 氏

〈第2日目：座学〉

「リハビリテーションの基本嚥下造影検査」

藤田医科大学医学部連携リハビリテーション医学講座

准教授 岡崎 英人 氏

「理学療法士の関わり」

藤田医科大学地域包括ケア中核センター

理学療法士 野々山 紗矢果 氏

「作業療法士の関わり」

藤田医科大学七栗記念病院 リハビリテーション部

主任 中川 裕規 氏

「摂食嚥下障害への対応～歯科の役割～」

藤田医科大学七栗記念病院歯科 金森 大輔 氏

「耳鼻咽喉科との医科歯科連携に必要な基本知識、

連携の重要性等」

三重大学大学院医学系研究科耳鼻咽喉・頭頸部外科

助教 中村 哲 氏

参加人数 6名（歯科医師、歯科衛生士）

6 地域口腔ケアステーションサポートマネージャーの配置（9か所：13名）

桑員歯科医師会 2名（歯科衛生士、事務職）

四日市歯科医師会 2名（歯科衛生士）

鈴鹿歯科医師会 1名（歯科衛生士）

津歯科医師会 1名（歯科衛生士）

松阪地区歯科医師会 3名（歯科衛生士）

鳥羽志摩歯科医師会 1名（事務職）

尾鷲歯科医師会	1名（歯科衛生士）
南紀歯科医師会	1名（歯科衛生士）
伊賀歯科医師会	1名（歯科衛生士）

7 地域口腔ケアステーション周知チラシの作成
活用方法 ホームページ掲載

8 在宅訪問歯科医療機器の整備

対象者 郡市歯科医師会および地域口腔ケアステーション体制整備事業に協力し
在宅歯科医療を実施する医療機関 43か所
内容 在宅歯科診療に必要な医療機器等の備品購入費に対する 1/2 補助

《 成 索 》

11か所に地域口腔ケアステーションを整備し、地域の医療、介護関係者等との連携体制の推進を図っています。6か所の地域口腔ケアステーションにおいて、在宅における歯科保健医療サービスの提供体制に関する連携推進ネットワーク会議を 12 回開催しました。

地域口腔ケアステーションから地域の医療及び介護に関する会議や研修に出席した担当者との情報共有のため、2か所の地域口腔ケアステーション内において伝達講習会を 3 回開催しました。

在宅歯科医療において口腔機能が低下している患者への歯科治療や口腔ケア等が安全に行われるよう、歯科医師、歯科衛生士を対象に研修を実施し、知識の普及及び技術の向上を図りました。

地域の医療、介護関係者との調整役であるサポートマネージャーは、9か所の地域口腔ケアステーションにおいて 13 名の配置をしました。

地域口腔ケアステーションに依頼のあった在宅歯科医療に協力する歯科医療機関 43 か所に対して、訪問用歯科医療機器の整備を行いました。

《 今後の方向性 》

地域で継続した歯科受診につながるよう、地域口腔ケアステーションと医療、介護関係者との連携を図ります。また、関係機関へ地域口腔ケアステーションを周知します。

地域口腔ケアステーションにサポートマネージャーを配置し、地域の医療、介護関係者等との調整を図ります。

口腔機能が低下している患者等への歯科治療や口腔ケアが安全に行われるよう、歯研修を実施します。

(5) 災害時における歯科保健医療対策 達成状況：達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	15市町	29市町	○

《 現状と課題 》

三重県歯科医師会と共に作成した「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき、安否確認訓練、情報伝達訓練等を実施し、平時から大規模災害時を想定した対応の確認を行っています。

郡市歯科医師会と災害協定を締結しているのは 15 市町です。大規模災害発生時に對応する連携体制として、郡市歯科医師会と災害協定を締結する市町の増加が望れます。

大規模災害発生時に、歯科医療機関等の被災状況の情報収集や共有、支援活動の調整、被災者の身元確認、応急歯科治療、避難所での口腔ケア等を行う人材を育成することが必要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 大規模災害時の対応及び歯科所見からの身元確認研修（検視訓練）打ち合わせ会

開催日 第1回 平成 30 年 11 月 1 日 (木)
第2回 平成 30 年 11 月 22 日 (木)
第3回 平成 30 年 12 月 13 日 (木)

場所 第1回・第2回 三重県歯科医師会館
第3回 津南警察署

内容 ・検視訓練について
・災害時の対応について
・身元確認研修について

出席者 第1回 3名（歯科医師、警察本部）
第2回 4名（歯科医師、警察本部）
第3回 2名（歯科医師、警察本部）

2 安否確認システムを活用した防災訓練の実施

開催日 第1回 平成 30 年 4 月 2 日 (月)
第2回 平成 30 年 8 月 1 日 (水)
第3回 平成 30 年 11 月 13 日 (火)

内容 ・安否報告
・医療救護等協力可否報告

3 大規模災害時における身元確認のための研修会

開催日 平成30年9月13日（木）
場所 鳥羽志摩歯科医師会事務局
内容 「災害時の歯科医師会対応研修会 身元確認作業」
三重県歯科医師会 理事 熊谷 渉
参加人数 17名（鳥羽志摩歯科医師会会員）

4 大規模災害時の対応及び歯科所見からの身元確認研修

開催日 平成30年12月16日（日）
場所 津南警察署
内容 「JMATに参加する歯科のあり方」（座学）
兵庫医科大学歯科口腔外科学講座 門井 謙典
「歯科所見による身元確認訓練」（実習）
三重県警察本部捜査第一課検視官室
参加人数 48名（三重県警察医、災害時の対応・体制に関する委員会都市歯科
医師会担当者）

《 成 果 》

平時からの備えとして、県歯科医師会全会員が登録している安否確認システムにより、
安否報告、医療救護等協力可否報告等の訓練を年3回実施し、災害時における対応が確
実なものとなるよう訓練を行いました。

大規模災害発生時の身元確認は歯科医師の役割の一つであることから、身元確認研修
を実施しました。

《 今後の方向性 》

平時からの備えとして、災害時の初動対応の確認や関係機関・団体等との連携体制が
地域の実情に合うものとなるよう、「大規模災害時歯科活動マニュアル」に基づき訓練を行います。

都市歯科医師会と災害協定を締結する市町が増加するよう、会議等において市町へ働きかけます。

(6) 中山間地域等における歯科保健医療対策

《 現状と課題 》

歯科医療機関がない無歯科医地区や、無歯科医地区に準じる地区では歯科医療機関への通院が困難な状況にあります。

生涯を通じて歯と口腔の健康を維持できるよう、歯と口腔の健康づくりに関する知識や定期的な歯科受診、歯科疾患が重症化する前の歯科治療の重要性について啓発することにより、歯と口腔の自己管理が確立されるよう取り組むことが必要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 無歯科医地区における口腔ケア教室

開催日 平成 30 年 10 月 20 日（土）

場所 神島開発総合センター

（神島は無歯科医地区に準じる地域に指定されています。）

内容 「高齢者の口腔の特徴、誤嚥性肺炎予防について」

三重県歯科医師会 常務理事 福森 哲也 氏

「口腔清掃の方法、義歯の管理、お口の体操について」

三重県歯科衛生士会 丹羽 友美 氏

藤森 悅世 氏

参加人数 29 名（60 歳以上の方で口腔ケアに関心のある方）

《 成果 》

歯科診療所がない離島の神島在住の高齢者を対象に、口腔機能の維持・向上につながるよう口腔の特徴や誤嚥性肺炎予防に関する歯科保健講話をを行うとともに、歯みがき指導や義歯の管理、口腔体操の歯科保健指導を行いました。

《 今後の方向性 》

歯科医療機関への通院が困難な地域住民に対して、歯科保健講話や歯科保健指導の健康教育を実施します。

無歯科医地区等においても在宅で歯科保健医療サービスが利用できるよう、地域口腔ケアステーションの活用方法を周知します。

2 歯と口腔の健康づくりの推進体制

(1) 推進体制と進行管理

《 現状と課題 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく歯科口腔保健施策を推進するため、「三重県口腔保健支援センター」では、事業の企画、立案、実施、評価を行うとともに、市町、関係機関・団体等の歯科口腔保健を推進する取組に係る専門的助言や技術的支援などを行っています。

関係機関・団体等の代表者からなる「三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会」での意見をふまえ、毎年度、計画の進捗状況について確認を行い、P D C A サイクルによる進行管理を行っています。

県や市町の歯と口腔の健康づくりにかかる取組状況等を把握し、集約したものを報告書として作成・情報提供しています。また、県内外の歯科保健の状況について市町、関係機関、団体等へ情報提供しています。

歯科保健の取組を推進するためには、市町、関係機関、団体等の関係者間で歯科保健の現状や課題について共通認識を持つことが重要です。

《 平成 30 年度の取組 》

1 三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会の開催

第1回

開 催 日 平成 30 年 9 月 6 日 (木)
場 所 三重県歯科医師会館
内 容 • みえ歯と口腔の健康づくり年次報告について
• 口腔機能向上事業（舌機能訓練）について
• 平成 30 年度歯科保健推進事業について
出 席 者 10 名 (委員)

第2回

開 催 日 平成 31 年 1 月 24 日 (木)
場 所 三重県歯科医師会館
内 容 • 平成 30 年度歯科保健推進事業について
• 平成 31 年度歯科保健推進事業（案）について
出 席 者 10 名 (委員)

2 歯科保健担当者会議の開催

第1回

開 催 日 平成 30 年 4 月 23 日 (月)

場 所 三重県津庁舎
内 容 ・第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画について
・平成30年度歯科保健事業について
・フッ化物の応用について
出席者 39名（市町、県保健所）

第2回

開催日 平成30年12月19日（水）
場所 三重県歯科医師会館
内 容 ・三重県の歯科保健の現状について
・新潟県へのベンチマー킹の結果について
・フッ化物の応用について
出席者 42名（市町、市町教育委員会、県保健所）

第3回

開催日 平成31年3月15日（金）
場所 三重県勤労者福祉会館
内 容 ・みえ歯ートネット（障がい児（者）歯科ネットワーク）について
・医科歯科連携による疾病対策について
・地域口腔ケアステーションの活動について
・松阪市におけるフッ化物洗口事業の取り組み（事例紹介）
・フッ化物洗口モデル事業について
出席者 31名（市町、県保健所）

3 「三重の歯科保健」の作成

市町の歯科口腔保健に係る取組状況や、県内の歯科口腔保健推進状況を集約し、報告書「三重の歯科保健」として作成、市町、関係機関・団体等に配布しました。

部 数 約300部

《 成 果 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、三重県口腔保健支援センターが実施している歯科口腔保健推進事業の現状と方向性等について「三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会」で協議し、今後の事業の方向性について整理を行いました。

歯科保健の取組が推進するよう、市町職員、県保健所職員を対象とした歯科保健担当者会議を開催し、歯科保健の現状や課題について共通認識を図りました。

県内の歯科保健の現状等を集約した報告書「三重の歯科保健」を、市町、関係機関、団体等に配布し、情報の提供を行いました。

市町等の歯科保健活動への協力依頼に対して、専門的助言や技術的支援を行いました。

《 今後の方向性 》

「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づく施策を効率的に推進していくため、P D C Aサイクルに沿って、課題の整理や従来事業の見直しを含む進捗管理に努めます。

「三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会」や歯科保健担当者会議等を通じて、県内外の歯科保健の状況等について情報提供するなど、歯科保健の取組に対する理解と協力が得られるよう、市町、関係機関、団体等の関係者へ働きかけます。

三重県口腔保健支援センターにおいて、地域の実情に沿った課題解決や市町が設定している歯科保健の目標の達成等に向けた専門的助言や技術的支援を行います。

(2) 人材育成、資質の向上と調査・研究等

《 現状と課題 》

行政機関に勤務する歯科医師、歯科衛生士は、平成30年度、本県に3名、9市町に11名です。地域における歯科口腔保健の施策に関する事業の企画、立案、実施、評価を行うための人材として行政機関への歯科医師・歯科衛生士等の配置が望まれます。

口腔保健に関する知識・技術を習得し、広く社会に貢献しうる人材を育成するため、三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成しています。

地域の歯科保健活動に積極的に関わる意志のある歯科衛生士を「みえ8020運動推進員」として登録を行っています。また、離職している歯科衛生士に対し、地域歯科保健研修を実施するなど歯科衛生士の資質向上を図るとともに復職を支援しています。

地域の歯科保健活動等に携わる歯科医師、歯科衛生士をはじめとする保健、医療、介護、教育等の関係者の人材育成を目的とした各種研修を実施しています。

毎年度、国や県が実施する調査や概ね5年ごとに県が実施する県民歯科疾患実態調査の結果をもとに、計画に基づく施策の進捗状況について確認を行うとともに、計画の評価を行う必要があります。

歯科保健技術職員配置状況

市町	常勤職員数(人)		非常勤職員数(人)	
	歯科医師	歯科衛生士	歯科医師	歯科衛生士
市町		8	1	2
三重県	2	1		
計	2	9	1	2

平成30年4月1日現在

出典：三重県健康づくり課調査

歯科保健医療従事者数

	歯科医師 (人)	歯科衛生士 (人)	歯科技工士 (人)	人口10万対 歯科医師数 (人)	歯科医師1人当 歯科衛生士数 (人)	歯科医師1人当 歯科技工士数 (人)
三重県	1,182	1,939	513	65.3	1.64	0.43
桑名区域	130	223	54	59.7	1.72	0.42
三河区域	224	353	80	59.5	1.58	0.36
鈴鹿区域	140	227	66	56.9	1.62	0.47
津区域	223	337	90	79.9	1.51	0.40
伊賀区域	96	153	41	57.1	1.59	0.43
松阪区域	150	305	82	68.5	2.03	0.55
伊勢志摩区域	178	298	77	76.5	1.67	0.43
東紀州	41	43	23	58.0	1.05	0.56

出典：厚生労働省「平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査」

「平成28年衛生行政報告例」をもとに作成

《 平成 30 年度の取組 》

- 1 三重県公衆衛生学院における歯科衛生士養成
平成 30 年度卒業生 30 名
- 2 みえ 8020 運動推進員登録システム運営（再掲）

対 象	県内に在住する地域歯科保健活動に参加意志のある歯科衛生士
内 容	<ul style="list-style-type: none">・歯科衛生士の経歴、活動状況の把握・研修会の案内・事業への参画・みえ 8020 運動推進員案内パンフレットの作成・配布 (高齢者施設、障がい者施設等への配布)
- 3 歯科衛生士復職支援講習会

開 催 日	平成 30 年 9 月 30 日 (日)												
場 所	医療法人社団早川歯科医院												
内 容	<table border="0"><tr><td>〈講義〉</td><td>三重県歯科医師会 副会長 早川 豊治 氏</td></tr><tr><td>・</td><td>三重県における歯科衛生士の状況</td></tr><tr><td>・</td><td>歯科衛生士の業務範囲・現在の歯科治療について</td></tr><tr><td>・</td><td>最新の歯科事情（介護保険、訪問診療、歯周治療等）</td></tr><tr><td>〈相互実習〉</td><td></td></tr><tr><td></td><td>予防処置（歯周基本検査、TBI、スケーリング、PMTG）</td></tr></table>	〈講義〉	三重県歯科医師会 副会長 早川 豊治 氏	・	三重県における歯科衛生士の状況	・	歯科衛生士の業務範囲・現在の歯科治療について	・	最新の歯科事情（介護保険、訪問診療、歯周治療等）	〈相互実習〉			予防処置（歯周基本検査、TBI、スケーリング、PMTG）
〈講義〉	三重県歯科医師会 副会長 早川 豊治 氏												
・	三重県における歯科衛生士の状況												
・	歯科衛生士の業務範囲・現在の歯科治療について												
・	最新の歯科事情（介護保険、訪問診療、歯周治療等）												
〈相互実習〉													
	予防処置（歯周基本検査、TBI、スケーリング、PMTG）												
参 加 人 数	3 名（離職者）												

《 成 果 》

三重県立公衆衛生学院において養成した 30 名の卒業生を輩出しました。
みえ 8020 運動推進員へ研修の案内送付や、離職している歯科衛生士に対して研修を実施するなど、歯科衛生士の資質向上およびその人材の確保を図りました。
地域の歯科保健活動に携わる人材育成のため、各種研修を実施し、知識の普及や技術の向上を図りました。

《 今後の方向性 》

三重県立公衆衛生学院において、歯科衛生士を養成します。
「みえ 8020 運動推進員」の登録を行うとともに、離職している歯科衛生士に対し研修を実施するなど、歯科衛生士の育成を図ります。

地域で歯科保健活動等に携わる関係者を育成するため、研修を実施します。
歯科口腔保健に関する調査や学校保健統計調査等をふまえ、毎年度、現状分析や施策推進の評価を行うとともに、概ね 5 年ごとに県民歯科疾患実態調査を行い、本計画の見直しに反映させます。

(3) 関係機関・団体等との連携

《 現状と課題 》

県民が、歯と口腔の健康を保つことにより、生涯を通じて健康な生活を送るために、関係機関・団体等が、歯と口腔の健康づくりに関してそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して取組を進めていくことが必要です。

地域住民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町においても歯科口腔保健の推進に関する条例の制定や基本計画の策定が望まれます。

県民一人ひとりが自ら歯と口腔の健康づくりに取り組む機会として、「歯と口の健康週間」(6月4日～10日)、「いい歯の日」(11月8日)、「8020推進月間」(11月)等を中心に、市町、関係機関・団体等と連携し、歯と口腔の健康の重要性を広く啓発する必要があります。

《 平成30年度の取組 》

1 「歯と口の健康週間（6月4日～10日）」の取組

期　間　　平成30年5月25日（金）～6月25日（月）
場　所　　県立図書館
内　容　　・歯と口の健康週間ポスターの掲示
　　　　　・歯科保健ポスターの掲示
　　　　　・歯科保健リーフレットの配布

2 親子体験教室　歯のびっくりサイエンス

開催日　　平成30年8月5日（日）
場　所　　じばさん三重
内　容　　「口の感覚を科学する」
　　　　　愛知学院大学短期大学部歯科衛生学科　犬飼　順子　氏
参加人数　45名（小学生の親子20組）

3 みえこどもの城キッズおしごと広場

開催日　　平成30年6月30日（土）
場　所　　県立みえこどもの城
内　容　　「歯医者さんのおしごと体験～むし歯をなおす～」（仕事体験）
参加人数　52名（小学生）

4 第13回子育て応援！わくわくフェスタ

開催日　　平成30年11月23日（金・祝）
場　所　　桑名市　輪中ドーム
内　容　　・ブラッシング指導

・位相差顕微鏡を使ったプラーク中の細菌の観察

・歯科相談

参加人数 90名（幼児、小学生、保護者）

4 「いい歯の日」(11月8日)、「8020推進月間」(11月)の取組

期 間 平成30年10月～11月

場 所 県立図書館

内 容

- ・いい歯の日・8020推進月間チラシの配布
- ・津駅前における街頭啓発の実施
- (チラシ・歯ブラシセット1,500部配布)
- ・歯科保健リーフレットの配布

5 第23回三重県歯科保健大会

期 間 平成30年11月4日(日)

内 容

- ・催し物（血圧測定、足型測定、体脂肪測定、超音波骨密度測定等）
- ・式典（各種表彰）

・シンポジウム「健康長寿社会の実現と歯科保健の果たす役割」

コーディネーター 三重県歯科医師会副会長 羽根 司人 氏

シンポジスト 厚生労働省健康局長 宇都宮 啓 氏

名張市長 亀井 利克 氏

内田歯科医院院長 内田 準子 氏

参加人数 617名（一般県民、歯科医師、歯科衛生士、歯科医療関係者、

行政関係者）

《 成 果 》

県民の歯と口腔の健康づくりへの関心が高まるよう、「歯と口の健康週間」、「いい歯の日」、「8020推進月間」等を中心に、関係機関・団体等と連携し、歯と口腔の健康づくりの重要性について広く啓発しました。

《 今後の方向性 》

県民の歯と口腔の健康が保持・増進するよう関係機関、団体等と連携して、県民に対する効果的な歯科保健対策に取り組みます。

県民へ歯と口腔の健康づくりに取り組む重要性を広く啓発します。

地域住民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、市町における歯科口腔保健の条例の制定や基本計画の策定等の支援、歯科保健の取組に関する専門的助言や技術的支援を行います。

參考資料

みえ歯と口腔の健康づくり条例

(平成二十四年三月二十七日)

(三重県条例第四十二号)

みえ歯と口腔の健康づくり条例をここに公布します。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 各主体の責務、役割等（第三条—第十条）
- 第三章 施策の基本的事項（第十一条—第十三条）
- 第四章 雜則（第十四条・第十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）が制定されたこと、及び歯と口腔の健康づくりが県民の健康で質の高い生活を営む上で重要であることに鑑み、歯と口腔の健康づくりに関して基本理念を定め、並びに県民自らが歯と口腔の健康づくりに努めること等県及び県民等の責務並びに市町等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本的な事項を定めることにより、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての県民の生涯にわたる健康増進に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯と口腔の健康づくりに関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 県民一人一人が自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- 二 全ての県民が生涯にわたって、八十歳で自分の歯を二十本以上保つ運動（以下「八〇二〇運動」という。）の意義を踏まえて、適切かつ効果的な歯と口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、保健指導並びに医療（以下「歯科検診等」という。）を受けることができる環境の整備を推進すること。
- 三 保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策との連携を図りつつ、総合的かつ計画的に歯と口腔の健康づくりを推進すること。

第二章 各主体の責務、役割等

（県の責務）

第三条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、全身の健康の保持増進のため、歯と口腔

の健康づくりについての関心と理解を深め、かつ、正しい知識を持つとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることにより、生涯にわたって歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療関係者の責務)

第五条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療に係る業務に従事する者（以下「歯科医療関係者」という。）は、基本理念にのっとり、県が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、労働衛生、教育その他の関連施策に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科検診等を提供するよう努めるものとする。

(市町の役割)

第六条 市町は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する法律、健康増進法（平成十四年法律第二百三号）、母子保健法（昭和四十年法律第二百四十一号）その他の歯と口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等の役割)

第七条 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、基本理念にのっとり、県民の歯と口腔の健康づくりを推進するよう努めるとともに、他の者が行う県民の歯と口腔の健康づくりの推進に関する活動との連携及び協力に努めるものとする。

2 保健医療関係者、福祉関係者、教育関係者等は、県民の生活習慣の教育及び食育の推進に努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所において雇用する従業員の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(市町等との連携、協力及び調整)

第九条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町等関係団体との連携、協力及び調整を行うものとする。

(市町への支援等)

第十条 県は、市町が歯と口腔の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は八〇二〇運動等の歯科保健医療対策をしようとするときは、その求めに応じて、技術的な助言又は必要な情報の提供を行うものとする。

第三章 施策の基本的事項

(基本的施策)

第十二条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施するため、次に掲げる施策を講ずるよう努めなければならない。

一 全ての県民が、生涯にわたって、歯科検診等を受けられる環境の整備に関すること。

- 二 障がい者、介護を必要とする者その他歯科検診等を受けることが困難な者並びに妊産婦及び乳幼児が必要とする歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 三 幼児、児童及び生徒に関する歯と口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口等の科学的根拠に基づく、効果的な歯科保健対策の推進並びに学校等がフッ化物洗口等を行う場合における助言及び支援に関すること。
- 四 歯科医療関係者と協力し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第五条に規定する児童虐待の早期発見等に関すること。
- 五 成人期における歯周疾患の予防対策に関すること。
- 六 中山間地域等(山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、歯科検診等を受けることが困難な地域をいう。)における歯科検診等を受けることができる環境の整備に関すること。
- 七 平常時における災害に備えた歯科保健医療体制の整備及び災害発生時における迅速な歯科保健医療体制の確保に関すること。
- 八 歯と口腔の健康づくりに係る業務に携わる者的人材確保、育成及び資質の向上に関する施策に関すること。
- 九 歯科疾患に係る効果的な予防及び医療に関する研究に関すること。
- 十 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりに必要な施策に関すること。

(基本計画)

- 第十二条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、歯と口腔の健康づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、歯と口腔の健康づくりに関する中長期的な目標、基本となる方針及び施策の方向に関し必要な事項を定めるものとする。
 - 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県公衆衛生審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
 - 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表するものとする。
 - 6 知事は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
 - 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査)

- 第十三条 知事は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を策定し、評価するための基礎的な資料とするため、概ね五年ごとに、県民の歯科疾患の罹患状況等に関する実態の調査を行うものとする。
- 2 知事は、前項の実態の調査を行ったときは、その結果を県民に公表するとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策及び基本計画の見直しに反映させるものとする。

第四章 雜則

(財政上の措置等)

第十四条 県は、歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置、人員の配置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いい歯の日及び八〇二〇推進月間)

第十五条 歯と口腔の健康づくりについて、県民の関心と理解を深めるとともに、歯と口腔の健康づくりへの取組が積極的に行われるようするため、十一月八日を「いい歯の日」とし、十一月を「^{はちまるにいまる}八〇二〇推進月間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画

1 概要

(計画期間)

平成30年度から平成34年度までの5年間

(構 成)

第1章「基本方針」

条例に定める歯科口腔保健施策を展開することにより、健康格差を縮小し、
健康寿命の延伸、生活の質の向上をめざすことを示します。

第2章「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の評価と課題」

みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の主な評価と課題を示します。

第3章「歯と口腔の健康づくりの目標」

県民の歯と口腔の健康の向上と、いつでも歯科健診などを受けられる環境の
整備をめざす42項目の評価指標を示します。

第4章「歯と口腔の健康づくり対策の推進」

乳幼児期から高齢期までのライフステージ別、障がい児(者)の対策、医科歯科連携による疾病対策、在宅歯科保健医療における対策、災害時における歯科保健医療対策、中山間地域等における歯科保健医療対策の現状と課題、施策の方向を示します。

第5章「歯と口腔の健康づくりの推進体制」

推進体制と進行管理、人材育成、資質の向上と調査・研究等、関係機関・団体等との連携を示します。

2 評価指標と目標値の達成状況

達成状況 : 達成○ 改善○ 変化なし△ 悪化×

No.	評価指標	計画策定時 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
1	3歳児でむし歯のない者の割合	81.9% (平成28年度)	84.8%	90.0%	○
2	フッ化物洗口を実施している施設(幼稚園・認定こども園・保育所・小学校等)数	129か所 (平成28年度)	159か所	180か所	○
3	12歳児でむし歯のない者の割合	58.8% (平成28年度)	60.9%	78.4%	○
4	12歳児で一人平均むし歯数が1.0本未満である市町数	14市町 (平成28年度)	21市町	29市町	○
5	小学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	3.5% (平成28年度)	2.6%	1.9%	○
6	中学生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	4.8% (平成28年度)	4.0%	4.4%	○
7	高校生で歯肉に炎症所見を有する者の割合	5.7% (平成28年度)	4.7%	4.5%	○
8	17歳で未処置歯を有する者の割合	30.5% (平成28年度)	25.5%	23.0%	○
9	昼食後の歯みがきに取り組んでいる小学校の割合	74.1% (平成28年度)	—	80.0%	—
10	昼食後の歯みがきに取り組んでいる中学校の割合	26.6% (平成28年度)	—	32.0%	—
11	要保護児童スクリーニング指数(MIES)を活用している施設数	5施設 (平成28年度)	5施設	30施設	△
12	学校等で口に外傷を受けた子どもの人数	187人 (平成28年度)	214人	177人	×
13	20歳代前半において歯肉に炎症所見を有する者の割合	20.9% (平成28年度)	—	20.0%	—
14	妊婦歯科健康診査に取り組む市町数	13市町 (平成28年度)	15市町	29市町	○
15	40歳代前半で未処置歯を有する者の割合	22.7% (平成28年度)	—	16.4%	—
16	60歳代前半で未処置歯を有する者の割合	27.0% (平成28年度)	—	18.5%	—
17	40歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	28.9% (平成28年度)	—	25.0%	—
18	60歳代前半における進行した歯周病を有する者の割合	64.0% (平成28年度)	—	45.0%	—
19	40歳代前半で喪失歯のない者の割合	91.8% (平成28年度)	—	95.0%	—
20	60歳代前半において24本以上自分の歯を有する者の割合	81.1% (平成28年度)	—	85.0%	—
21	60歳代前半における咀嚼良好者の割合	87.9% (平成28年度)	—	90.0%	—
22	事業所において歯と口腔の健康づくりに関する健康教育を実施した数	7社 (平成28年度)	19社	42社	○
23	健康増進法に基づく歯周病検診に取り組む市町数	20市町 (平成27年度)	26市町	29市町	○
24	喫煙防止教育を行っている市町数	13市町 (平成28年度)	19市町	23市町	○
25	定期的に歯科検診を受ける者の割合	42.0% (平成28年度)	—	65.0%	—

No.	評価指標	計画策定期 (実績年度)	現状値(H30)	目標値 (平成34年度)	達成状況
26	歯間部清掃用器具を使用する者の割合	45.7% (平成28年度)	—	54.0%	—
27	8020運動を知っている者の割合	51.4% (平成28年度)	—	57.3%	—
28	かかりつけの歯科医を持つ者の割合	79.3% (平成28年度)	—	86.7%	—
29	歯科医師、歯科衛生士から歯みがき指導を受けたことがある者の割合	66.2% (平成28年度)	—	75.0%	—
30	かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所数	94機関 (平成28年度)	144機関	155機関	○
31	みえ8020運動推進員登録者数	342人 (平成28年度)	360人	500人	○
32	80歳代前半において20本以上自分の歯を有する者の割合	65.6% (平成28年度)	—	70.6%	—
33	65歳以上で口腔の不衛生が肺炎などを引き起こしやすいことを知っている者の割合	57.3% (平成28年度)	—	70.0%	—
34	介護予防・日常生活支援総合事業の中で口腔機能向上サービスを実施している市町数	19市町 (平成29年度)	19市町	29市町	△
35	歯周病を有する特別支援学校高等部の生徒の割合	8.6% (平成28年度)	5.2%	6.8%	◎
36	研修等に参加しているみえ歯ートネット登録歯科医数	60人 (平成28年度)	76人	90人	○
37	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、手術前患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	268人 (平成28年度)	280人	318人	○
38	全国共通がん医科歯科連携講習会を受講し、終末期・在宅がん患者を対象とした歯科治療と口腔ケアについての知識を習得した歯科医数	143人 (平成28年度)	152人	193人	○
39	在宅療養支援歯科診療所数	116機関 (平成28年度)	151機関	141機関	◎
40	在宅訪問歯科診療を実施している歯科医療機関数	239機関 (平成28年度)	260機関	282機関	○
41	地域口腔ケアステーションにおける連携件数	629件 (平成28年度)	523件	904件	×
42	郡市歯科医師会と災害協定を締結している市町数	14市町 (平成28年度)	15市町	29市町	○

みえ歯と口腔の健康づくり年次報告書

発行 令和元年9月

三重県医療保健部健康づくり課

(三重県口腔保健支援センター)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL: 059-224-2294 FAX: 059-224-2340

E-mail: kenkot@pref.mie.jp

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENKOT/>

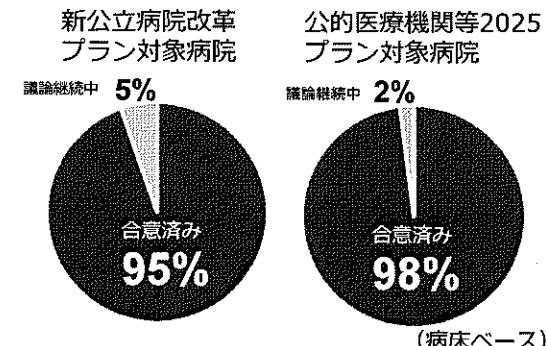
地域医療構想の実現に向けたこれまでの取組について

第32回社会保障WG
(令和元年5月23日)
資料1-1

1. これまでの取り組み

- これまで、2017年度、2018年度の2年間を集中的な検討期間とし、公立・公的医療機関等においては地域の民間医療機関では担うことのできない医療機能に重点化するよう医療機能を見直し、これを達成するための再編統合の議論を進めるように要請した。
- 公立・公的医療機関等でなければ担えない機能として、「新公立病院改革ガイドライン」や「経済財政運営と改革の基本方針2018」においてはそれぞれ、
 - ア 高度急性期・急性期機能や不採算部門、過疎地等の医療提供等
 - イ 山間へき地・離島など民間医療機関の立地が困難な過疎地等における一般医療の提供
 - ウ 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療の提供
 - エ 県立がんセンター、県立循環器病センター等地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供
 - オ 研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点としての機能が挙げられている。
- 2018年度末までに全ての公立・公的医療機関等における具体的対応方針が地域医療構想調整会議で合意されるよう取組を推進。

公立・公的医療機関等に関する議論の状況
2019年3月末

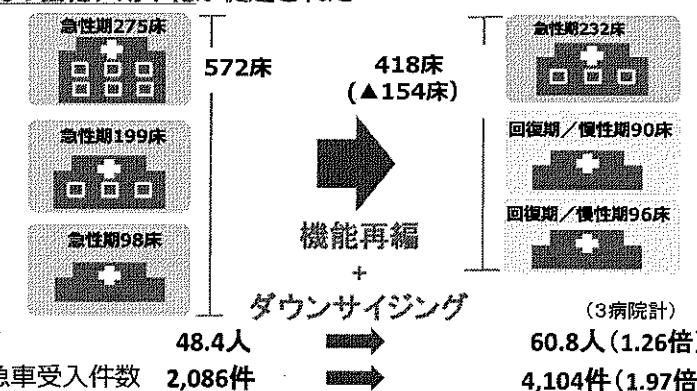


地域医療構想の実現のための推進策

- 病床機能報告における定量的基準の導入
 - 2018年10月からの病床機能報告において診療実績に着目した報告がなされるよう定量的基準を明確化し、実績のない高度急性期・急性期病棟を適正化
- 2018年6月より地域医療構想アドバイザーを任命
 - ・調整会議における議論の支援、ファシリテート
 - ・都道府県が行うデータ分析の支援 等
(36都道府県、79名(平成31年3月))
- 2018年6月より都道府県単位の地域医療構想調整会議の設置
- 介護医療院を創設し、介護療養・医療療養病床からの転換を促進

機能分化連携のイメージ (奈良県南和構想区域)

- 医療機能が低下している3つの救急病院を1つの救急病院(急性期)と2つの回復期/慢性期病院に再編し、ダウンサイ징
- 機能集約化により医師一人当たりの救急受入件数が増え、地域全体の医療機能の強化、効率化が促進された

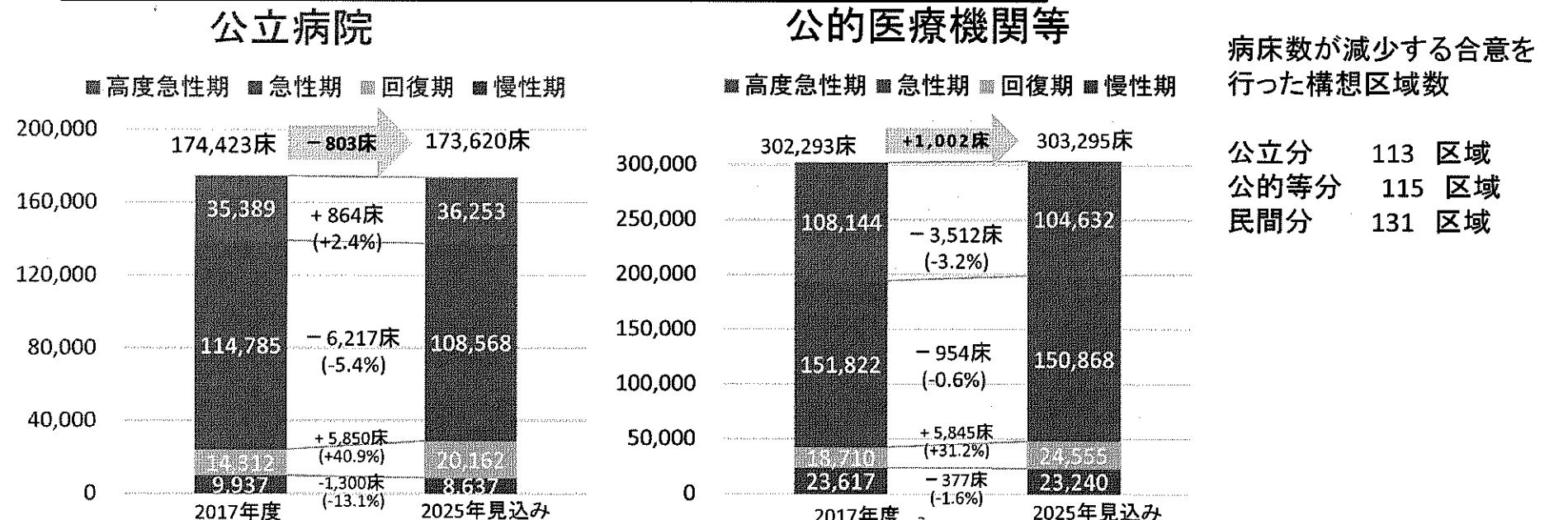


公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の集計結果

第32回社会保障WG
(令和元年5月23日)
資料1-1

- 高度急性期・急性期病床の削減は数%に留まり、「急性期」からの転換が進んでいない。
- トータルの病床数は横ばい。
→ 具体的対応方針の合意内容が地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。

2017年度の病床機能報告と具体的対応方針(2025年度見込)の比較



※1 具体的対応方針策定前の病床数として、2017年度病床機能報告を用いた。

※2 合意に至っていない公立病院・公的医療機関等の病床数は除いて集計。

医政局地域医療計画課調べ(精査中)

- 2015年度病床数と2025年の病床の必要量を比較すると、「高度急性期+急性期+回復期」の全国の病床数合計は、89.6万床→90.7万床と増加する。
- 公立病院・公的医療機関等の病床のうち、93%※は、高度急性期・急性期・回復期であり、具体的対応方針における2025年のトータルの病床数見込みの評価は慎重に行う必要がある。

※2015年度ベース

地域医療構想の実現に向けての具体的対応方針の再検証について

これまでの取組

- 公立・公的医療機関等について、民間医療機関では担えない機能（救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門、過疎地等の医療提供など）に重点化する観点から、各地域の地域医療構想調整会議において、2025年に持つべき医療機能ごとの病床数等についての具体的対応方針を策定（平成30年度末）

<具体的対応方針の合意結果>

- ・公立病院、公的医療機関ともに「急性期」からの転換が進んでいない。]
- ・トータルの病床数は横ばい。

→ 具体的対応方針の合意内容が、地域医療構想の実現に沿ったものになっていないのではないか。

今年度の取組（具体的対応方針の再検証）

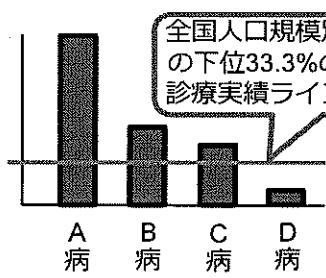
- 各医療機関の平成29年6月の診療実績データを分析し、一定の基準に該当する公立・公的医療機関等を、再編統合（ダウンサイ징や、機能の分化・連携・集約化、機能転換・連携等を含む）について特に議論が必要な医療機関と位置付け、具体的対応方針の再検証を要請。

分析のイメージ

次のA、Bのいずれかの基準に該当する場合、具体的対応方針の再検証を要請する公立・公的医療機関等とする。

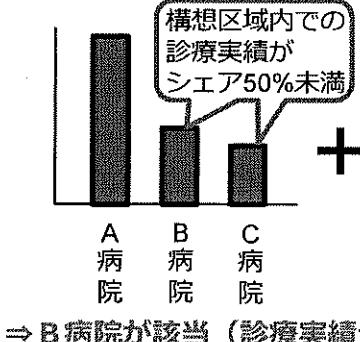
- A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。
B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接。

(Aの基準)



⇒ D病院が該当

(Bの基準)



⇒ B病院が該当 (診療実績シェアが少なく、かつ、近接)



AまたはBの基準に該当する公立・公的医療機関

地域医療構想調整会議における検証

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、令和2年9月末までに、病院の再編統合（ダウンサイ징や機能転換等を含む）について具体的な協議・再度の合意を要請



※令和元年9月26日付の本表（平成29年度病床機能報告に基づく分析）は、今後、都道府県の確認を経て確定版とする。

構想区域	医療機関施設名	設置主体	再検証要請対象医療機関												
			該当数			該当数			該当数			該当数			
			周産期医療	小児医療	救急医療	脳卒中	心筋梗塞等の心血管疾患	がん	診療実績が特に少ない	A	B	類似かつ近接			
桑員	桑名東医療センター	10地方独立行政法人	349	3	304	0	0	42	61%	○	3	○	民間の地域医療支援病院		
桑員	桑名南医療センター	10地方独立行政法人	79	0	79	0	0	0	19%	○	3	○	公的等2025プラン対象		
桑員	桑名西医療センター	10地方独立行政法人	234	3	154	0	0	77	58%	○	3	○	公立病院新改革プラン策定対象		
桑員	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センターいなべ総合病院	14厚生連	220	0	220	0	0	0	71%	○	3	○	地域周産期母子医療センター		
三泗	三重県厚生農業協同組合連合会 三重北医療センター菰野厚生病院	14厚生連	230	0	146	41	43	0	65%	○	3	○	総合周産期母子医療センター		
三泗	三重県立総合医療センター	10地方独立行政法人	439	39	400	0	0	0	72%	○	3	○	災害拠点病院		
三泗	独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター	6独立行政法人地域医療機能推進機構	226	4	177	45	0	0	72%	○	3	○	へき地拠点病院		
三泗	四日市市立四日市病院	9市町村	566	306	260	0	0	0	80%	○	3	○	災害拠点病院		
鈴鹿	鈴鹿回生病院	20医療法人	379	111	268	0	0	0	66%	○	3	○	地域医療支援病院		
鈴鹿	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	14厚生連	460	185	275	0	0	0	78%	○	3	○	特定機能病院		
鈴鹿	亀山市立医療センター	9市町村	94	0	46	48	0	0	60%	○	3	○	基幹型臨床研修病院		
津	国立大学法人三重大学医学部附属病院	3国立大学法人	655	410	245	0	0	0	79%	○	3	○	人口区分		
津	独立行政法人国立病院機構 三重病院	2独立行政法人国立病院機構	258	0	58	100	100	0	77%	○	3	○	公立・公的医療機関等		
津	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	2独立行政法人国立病院機構	450	42	408	0	0	0	78%	○	3	○	稼働率（高度急性期・急性期病棟）		
伊賀	社会医療法人畿内会岡波総合病院	20医療法人	335	0	249	50	36	0	75%	○	4	○	休棟中等病床数		
伊賀	伊賀市立上野総合市民病院	9市町村	281	0	241	0	40	0	66%	○	4	○	慢性期病床数		
伊賀	名張市立病院	9市町村	200	0	200	0	0	0	76%	○	4	○	回復期病床数		
松阪	三重県厚生農業協同組合連合会 大台厚生病院	14厚生連	110	0	57	0	53	0	91%	○	3	○	高度急性期病床数		
松阪	松阪市民病院	9市町村	326	46	221	39	20	0	80%	○	3	○	合計病床数		
松阪	恩賜財団済生会明和病院	12済生会	264	0	34	180	50	0	79%	○	3	○	稼働率（高度急性期・急性期病棟）		
松阪	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	14厚生連	440	142	298	0	0	0	85%	○	3	○	休棟中等病床数		
松阪	恩賜財団済生会 松阪総合病院	12済生会	430	127	303	0	0	0	76%	○	3	○	慢性期病床数		
伊勢志摩	町立南伊勢病院	9市町村	76	0	50	0	26	0	84%	○	3	○	回復期病床数		
伊勢志摩	市立伊勢総合病院	9市町村	322	49	200	30	43	0	67%	○	3	○	高度急性期病床数		
伊勢志摩	伊勢赤十字病院	11日赤	651	238	393	20	0	0	96%	○	3	○	合計病床数		
伊勢志摩	三重県立志摩病院	8都道府県	236	0	164	72	0	0	53%	○	3	○	稼働率（高度急性期・急性期病棟）		
東紀州	紀南病院	9市町村	236	5	131	100	0	0	90%	○	5	○	休棟中等病床数		
東紀州	尾鷲総合病院	9市町村	255	0	199	0	56	0	79%	○	5	○	慢性期病床数		